

264

416

明治三十一年三月

山形縣地方衛生會日誌

第四十五回

目次

- 一 娼妓身体検査規則縣令案
- 一 產婆營業取締規則改正縣令案
- 一 產婆開業試驗規則改正縣令案
- 一 藥種商製藥者營業取締規則改正縣令案
- 一 藥種商資格ニ關スル訓令案

第四十五回地方衛生會日誌

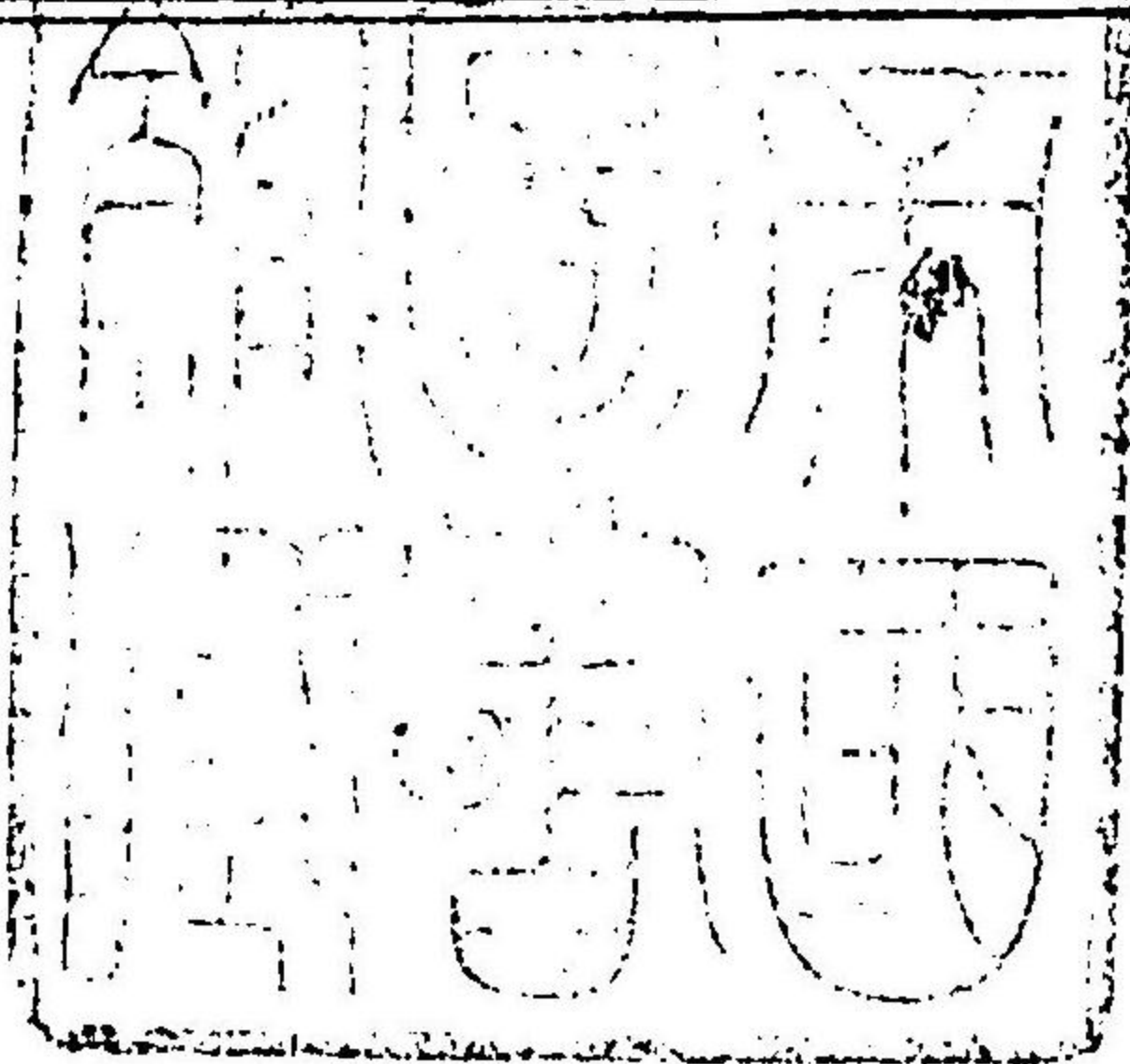
明治三十一年三月二十二日山形縣廳內警察部樓上ニ於テ開會

會長 知 事 押 川 則

會 員



一番	縣參事會員	加藤正英
二番	醫 師	中目顯俊
三番	同	有壁精一
四番	縣參事會員	高桑喜之助
五番	同	白田省吾
六番	醫 師	門山周智
七番	警 部 長	龍岡篤敬
八番	縣參事會員	岡田是行
九番	縣 醫 長	松將之助



特 25
486

- 十番 參事官 小田切磐太郎
- 十一番 臨時委員警部 田中庸 茂
- 十二番 書記官 横山三郎
- 十三番 藥學家 吉川新次郎
- 十四番 山形市長 雄倉茂次郎
- 十五番 臨時委員警部 黒川隆信
- 番外一番兼書記 警部 生沼義信

原案ノ部

第一號議案

縣令第 號

娼妓身體検査規則左ノ通り相定ム

明治三十一年三月 日

知 事

娼妓身體検査規則

第一條 娼妓ノ身體検査ハ所屬検査所ニ於テ警察醫之ヲ行フ

身體検査ハ警察官吏之ヲ監督ス

第二條 検査所位置及區劃ハ別表ノ如シ

第三條 身體検査ハ左ノ疾患ノ有無ヲ検査スルモノトス

- 一 微 毒
- 二 下 疳

- 三 痲病
- 四 肺結核
- 五 疥 癬
- 六 其他傳染性ノ疾患

第四條 前條ノ疾患ニ罹ルモノハ就業スルコトヲ許サス

第五條 身体検査ハ定期臨時ノ二種トス

検査ハ毎月左ノ日割チ以テ之ヲ行フ

定期 検査

五日 十五日 二十五日

臨時 検査

十日 二十日 三十日

第六條 検査及出所時間ハ警察署長又ハ警察分署長豫メ之ヲ指定ス

第七條 臨時検査ハ左ノ事項ニ該當スルモノニ限り之ヲ行フ

一 疾病其他ノ事故ニテ定期検査ヲ受ケサル者検査ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 新ニ就業セントスルトキ

三 貸座敷外ニ寓居シ休業シタル者ニシテ就業セントスルトキ但前ノ受驗日ヨリ一周間ヲ經過シタルトキニ限ル

四 第三條ノ疾患治愈シタルトキ

五 第三條ノ疾患ニ罹リタリト自覺シタルトキ

第八條 娼妓ハ本則ノ規定ニ從ヒ身体検査ヲ受タルニアラサレハ就業スルコトヲ得ス

第九條 娼妓休業中ト雖モ貸座敷内ニ寓居スル者ハ本則ニ依リ其定日ニ検査ヲ受シヘシ

第十條 第三條ノ疾患ニ罹リタル者治愈シタルトキハ主治醫ノ診断書ヲ添ヘ就業前所轄

警察官署ニ届出ヘシ

第十一條 検査ノ當日疾病事故ノ爲メ其指定シタル時間内ニ出所スル能ハサルトキハ其時間前疾病ニ在テハ主治醫ノ診断書事故ニ在テハ貸座敷主ノ證明書ヲ添ヘ検査所派出

ノ警察官吏ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其寓居ニ就テ検査スルコトアルヘシ

第十二條 娼妓ニハ豫メ検査證ヲ下付ス

検査證ハ受檢ノ際携帶シ警察醫ニ差出スヘシ

第十三條 警察醫ハ検査ヲ終了シタルトキハ検査證ニ無病又ハ其病名ヲ記シタル證印ヲ押捺シ下付スヘシ

第十四條 検査室ニハ受檢者ノ外警察官吏ノ許可ナクシテ立入ルコトヲ許サス

第十五條 貸座敷取締ハ出所者及欠席者ヲ記シタル娼妓ノ名簿ヲ製シ検査毎ニ派出ノ警察官吏ニ差出スヘシ

第十六條 検査ノ際警察醫ニ於テ第三條ノ疾患ニ罹ル者アリト認ムルトキハ派出ノ警察官吏ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ受ケタルトキハ警察官吏ハ娼妓ニ對シ所屬治療院ニ入院ヲ命スヘシ但梅毒下疳、痲病以外ノ疾患ニ限り寓居ニ於テ治療ヲ許スコトヲ得

第十七條 娼妓身体検査ノ爲メ外出スルトキハ貸座敷主ハ附添人ヲ付スヘシ

娼妓ハ付添人ナクシテ検査所ニ往復スルコトヲ得ス

第十八條 第八條第九條第十條第十一條第十七條ニ違犯シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十九條 本則ハ來ル七月一日ヨリ施行ス

第二十條 明治二十二年五月縣令第四十三號檢穢取締規則及明治二十四年四月縣令第三十九號檢穢區畫表ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

理 由

花柳病ハ一般増加ノ傾向アルヲ以テ之ヲ防止スルノ策ヲ講スルハ目下ノ急務ナリトス然ルニ現行取締規則ハ單ニ穢毒ニ止リ他ノ傳染病疾患ニ及ハス之レヲ爲メ公衆衛生上缺クル處尠カラス因テ之ヲ修正シ併セテ他ノ不充分ナル條項ニ改正ヲ加ヘタリ

娼妓身体検査所區畫表

新庄町	尾花澤町	楯岡町	左澤町	谷地町	寒河江町	天童町	上山町	米澤市	山形市	検査所位置
最上郡	同	北村山郡	同	同	西村山郡	東村山郡	南村山郡	米澤市	山形市	郡區市
新庄町	尾花澤町	楯岡町	左澤町	谷地町	寒河江町	天童町	上山町	長崎町	町	域村

宮内町	高畑町	赤湯町	荒砥町	長井町	温海村	田川村	加茂町大字湯ノ濱	加茂町大字加茂	大山町	鶴岡町	松嶺町	酒田町
全	同	東置賜郡	同	西置賜郡	同	同	同	西田川郡	同	西田川郡	同	他海郡
宮内町	高畑町	赤湯町	荒砥町	長井町	温海村	田川村	加茂町大字湯ノ濱	加茂町大字加茂	大山町	鶴岡町	松嶺町	酒田町

(參照)

縣令第四十三號

明治二十二年五月十一日

檢査取締規則

第一條 娼妓檢査ハ檢査所ニ於テ醫員ヲシテ檢査セシメ警察官吏之ヲ監督ス

第二條 檢査室ニハ檢査醫員看護夫ノ外入ルヲ許サス

第三條 檢査ニ係ハル雜務ハ貸座敷取締之ヲ掌理ス

第四條 檢査定日ハ毎月五日十五日二十五日トス若シ正當ノ事故アリテ當日ノ檢査ヲ受クル能ハサルモノハ十日二十日三十日ニ換ユ

娼妓出頭時間ハ五月ヨリ九月ニ至ルマテハ午前第八時十月ヨリ翌年四月ニ至ルマテハ午前第九時トス其檢査所ヲ距ル一里以上ノ地ニ在ルモノニ一里毎ニ一時間ノ猶豫ヲ與フ

第五條 娼妓檢査ノタメ檢査所ニ出頭スルトキハ檢査證ヲ携帯スヘシ

但檢査證ハ所轄警察署又ハ分署ヨリ貸座敷取締ヲ經テ豫テ各娼妓ニ下付スルモノトス

第六條 娼妓檢査ノ當日疾病ニ罹リ出頭ヲ得サルトキハ貸座敷取締連印ノ上醫師ノ診斷書ヲ添へ出頭時間前檢査所ニ届出ツヘシ此場合ニ於テハ警察官吏出會ノ上檢査醫員其家ニ就テ檢査スルコトアルヘシ

第七條 娼妓左ノ場合ニ於テハ貸座敷取締ヲ經テ所轄警察署又ハ分署ニ届出臨時檢査ヲ受クヘシ

一 檢査定日外微毒ニ感シタルモノ

二 新ニ娼妓營業ヲ許可セラレタルモノ

三 疾病休業ノ後再ヒ營業セントスルモノ

第八條 檢査醫員檢査ヲ終ヘタルトキハ檢査證ニ微毒有無ノ印ヲ捺シ娼妓ニ下付スヘシ但貸座敷取締ハ檢査簿ヲ製シ娼妓ノ寄留所氏名ヲ記載シ置キ其氏名ノ頭へ本項ノ如ク捺印スヘシ

第九條 娼妓前條ノ検査證ヲ受ケタルトキハ之ヲ警察官吏ニ差出スヘシ

第十條 警察官吏ハ前條ノ検査證ヲ點檢シ有毒ノモノハ直ニ其鑑札ヲ取上ケ驅使院ニ入
院セシムヘシ

第十一條 娼妓第四條第二項第五條第六條第七條ニ違背シタルトキ及貸座敷營業者娼妓

ト謀リ第四條第二項第六條第七條ニ違背シタルトキハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ
又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

第二號議案

縣令第 號

明治二十二年九月縣令第七十四號產婆營業取締規則左ノ通改正ス

明治三十一年三月 日

知 事

產婆營業取締規則

第一條 產婆ハ内務省ノ免狀又ハ縣廳ノ免狀ヲ有スル者ニ非レハ營業スルコトヲ得ス

第二條 產婆營業セントスル者ハ左ノ書類ヲ添ヘ縣廳ヘ願出ヘシ

一 修學歷證書及卒業證書寫

二 開業地

三 他府縣ニ於テ開業免狀ヲ得タル者ハ其ノ免狀ノ寫及履歷書

四 從來產婆又ハ醫師ノ助手ヲ爲シ實驗アル者ハ履歷書及其ノ醫師產婆ノ證明書

第三條 内務省免許ヲ受ケタル者ニシテ營業セントスル者ハ免狀寫ヲ添ヘ縣廳ヘ届出ヘ
シ

第四條 產婆學校、產婆講習所等ヲ卒業シタル者又ハ他府縣ニ於テ試験ヲ受ケ開業免狀

ヲ得タル者ハ其ノ學業及實驗ノ成績ヲ審査シ出願ニ依リ規定ノ試験ヲ要セスシテ開業
免狀付與スルコトアルヘシ

第五條 產婆ニ乏シキ地方ニ在テハ修學歷證書若ハ實驗上ノ成績ヲ審査シ規定ノ試験ヲ
要セス郡醫ノ簡易試験ヲ受ケ其ノ保證書アル者ハ出願ニ依リ開業區域及年限ヲ定メテ
假免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第六條 前條ノ假免狀ヲ受ケタル者ニシテ其ノ區域内ニ本免狀ヲ受ケ營業スル者アルト

キハ假開業ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 產婆ハ產婦又ハ生兒ニ對シ懲罰ヲ投シ又ハ處分ヲ指示スヘカラス

第八條 產婆ハ醫師ノ指示ニ從ヒ幫助ヲ爲スノ外猥ニ產科器械ヲ使用シ又ハ手術ヲ施スヘカラス

第九條 產婆ハ墮胎又ハ壓殺シタル嫌疑アリト思料スルトキハ所轄警察官署ニ申報スヘシ

第十條 產婆ハ營業上ニ關シ官公署又ハ他人ニ對シ虛偽ノ證ヲ爲スヘカラス

第十一條 免狀ヲ毀損亡失又ハ屬籍氏名ヲ變換シタルトキハ十日以内ニ再渡又ハ書換ヲ願出ヘシ

第十二條 廢業又ハ他管ヘ轉籍若ハ寄留換ヲ爲シ又ハ管内ニ轉居シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ但廢業死亡轉籍シタルトキハ其ノ届出ト同時ニ免狀ヲ返納スヘシ死亡シタルトキハ最近ノ親屬ヨリ届出ヘシ

第十三條 假免狀有効期限ヲ經過シタル後ハ七日以内ニ返納スヘシ

第十四條 產婆ニシテ犯罪ノ行爲アルカ又ハ業務上公害アリト認ムルトキハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十五條 本則ニ依リ差出スヘキ願届ハ郡市役所ヲ經由スヘシ

第十六條 第二條第三條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

理由

現行取締規則中ニハ各學校講習所等ヲ卒業シタル者ハ其ノ學科ノ完備スルト否トモ拘ハラズ直ニ營業スルヲ得ルノミナラス又地方ノ狀況ニ依リ簡易ノ試驗ヲ以テ營業ヲ許可スル場合ニ於テ其ノ營業區域又ハ期間ノ規定ナシ且ツ產婆カ隨意ニ手術器械ヲ用ユルコトアルモ之ヲ禁制スルノ明文ナキヲ以テ取締上不都合ノ點尠カラズ其ノ他現行規則中欠點アルヲ以テ之ヲ補足スルノ必要ヲ認メ本案ノ如ク修正シタリ

(參照)

縣令第七十四號

明治二十二年九月十四日

產婆營業取締規則

第一條 產婆ハ内務省ノ免狀又ハ本縣ノ免許鑑札ヲ得タルモノ、外營業スル事ヲ得ス

第二條 新ニ營業セントスルモノハ卒業又ハ及第證書寫ヲ添ヘ郡市役所ヲ經縣廳ニ願出
免許鑑札ヲ受クヘシ

但内務省免許ニモノニシテ開業セントスルトキハ免狀寫ヲ添ヘ届出ツヘシ

第三條 產婆ニ乏シキ地方ニ限リ郡醫ノ簡易試驗ヲ受ケ其保證書ヲ添ヘ願出ツルモノハ
免許鑑札ヲ附與スルコトアルヘシ

第四條 難産ト認メタルトキハ速ニ醫ヲ招キ其見込ニ任スヘシ

第五條 產婆ハ産婦又ハ生兒ニ對シ藥劑ヲ用ヒ又ハ用ヒシムヘカラス

第六條 免許鑑札ヲ遺失又ハ毀損シタルトキ若ハ氏名族籍ヲ變換シタルトキハ鑑札再渡
又ハ書換ヲ願出ツヘシ

第七條 廢業死亡又ハ他管ヘ轉籍スルトキハ免許鑑札ヲ返納スヘシ
但管内轉居ノ節ハ速ニ届出ツヘシ

第八條 此規則第一條第四條第五條ニ違背シ又ハ營業シ官公署又ハ他人ニ對シ虚偽ノ證
ヲ爲シタルトキハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處
ス

第三號議案

縣令第一號

明治二十三年一月縣令第二號產婆開業試驗規則左ノ通改正ス

明治三十一年三月

日

知事

產婆開業試驗規則

第一條 產婆ヲ開業セントスル者ハ本則ニ依リ試驗ヲ受クヘシ

第二條 產婆試驗ヲ受ケントスル者ハ年齢滿十六年以上ノ女ニ限ルヘシ

第三條 產婆試驗ヲ分チテ左ノ二種トス

甲種 内務省ヨリ開業免狀ヲ受クントスル者

乙種 縣廳ヨリ產婆試驗及第證書ヲ受クントスル者

第四條 甲種試験ヲ了リタル者ハ其答案ヲ内務省ニ進達シ合格ノ者ハ本省ノ開業免狀ヲ下附テ稟請ス乙種試験ニ合格シタル者ハ縣廳ニ於テ及第證書ヲ下付ス

第五條 甲乙兩種ノ試験ハ毎年春秋二期之ヲ行フ試験執行ノ場所及期日ハ豫メ之ヲ告示ス

第六條 試験ヲ受クントスル者ハ願書ニ甲乙兩種ノ區分、本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢ヲ記シ修學履歷書ヲ添ヘ最近ノ親屬(夫アル者ハ夫)連署ノ上毎年春期試験ハ三月限り秋期試験ハ九月限り郡市役所ヲ經テ本縣廳ニ願出ツヘシ

第七條 試験科目ハ左ノ如シ

甲種

- 一 解剖ノ大意
- 二 生理ノ大意
- 三 病理ノ大意
- 四 實地施術ノ方法妊婦産婦及産兒ノ處置

乙種

- 一 妊娠ニ關スル一班
- 二 分娩ニ關スル一班
- 三 産褥ニ關スル一班
- 四 初生兒ニ關スル一班
- 五 實地施術ノ方法妊婦産婦及産兒ノ處置

第八條 甲種試験ハ一科三問トシ乙種試験ハ各科目中ヨリ八問ヲ選ヒ其大意ヲ答ヘシム 應答時間ハ每一問二時間以内トシ之ヲ筆答セシム但乙種試験ニ限リ口答ヲ望ムトキハ之ヲ許スコトアルヘシ

第九條 受験者ハ書類ヲ携帯シ試験場内ニ入ルコトヲ得

受驗中試験委員ノ許可ヲ得ルニアラザレバ試験場外ニ出ルコトヲ得ス

第十條 試験中ノ行爲ニ付試験委員ノ制止ヲ背セサルトキハ退場ヲ命スコトアルヘシ

第十一條 試験委員ハ郡市醫及産婆中ヨリ之ヲ選任ス

附則

第十二條 本則ハ本年九月ヨリ施行ス

理由

從來本縣ニ於テハ内務省免狀ヲ得ンカ爲メ試験ヲ舉行シタルコトナシ將來學術優等ノ產婆ヲ養成スルノ必要アルト同時ニ之レカ試験ノ途ヲ開通シ以テ受験者ノ便ヲ計リ内務省免狀ヲ得クル產婆ヲ増加セシメ一方ハ各都市ヲシテ益々學術優等ノ產婆ヲ養成セシメソトス因テ現行試験規則ノ缺點ヲ補ヒ改正ヲ加ヘタル所以ナリ

(參照)

縣令第十二號 明治二十三年一月八日

產婆開業試験規則

第一條 產婆營業ヲ爲サントスルモノハ此規則ニ據リ試験ヲ受クヘシ

第二條 試験ヲ受クシトスルモノハ年齡滿十八年以上ノモノニシテ志願書ハ修業履歷書ヲ添ヘ郡市役所ヲ經テ縣廳ヘ差出スヘシ

第三條 試験科目ヲ定ムル左ノ如シ

第一 婦人骨盤並ニ生殖器ノ概論

三問以上

第二 平常妊娠中注意

同上

第三 内外診査法

同上

第四 順産ニ就テ產婆ノ本務

同上

第五 不順産ニ就テ產婆ノ心得

同上

第六 產褥及嬰兒看護法

同上

第七 產婦順發症ニ臨ンテ產婆ノ注意

同上

第八 實地取扱法

同上

但實地取扱方法ハ婦人生殖器妊娠子宮骨盤妊娠及胎兒等ノ模形ヲ以テ其要所ヲ試ス

第四條 試験ハ毎年二回舉行シ場所期日ハ其都度之ヲ告示ス

第五條 試験委員ハ郡市醫及卒業證書所持產婆ヲ撰ミ之ニ充ツ

第六條 試験ニ及第シタルモノニハ及第證書ヲ交付スルモノトス

(願書式略ス)

第四號議案

縣令第 號

明治二十三年三月三號縣令第十四號藥種商製藥者營業取締細則左ノ通改正ス

明治三十一年三月 日

知 事

藥種商製藥者營業取締細則

第一條 藥種商營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ書類ヲ添ヘ縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

一 履歷書

二 藥劑師藥種商ニ就キ實歴アルモノ、其藥劑師藥種商ノ證明書

三 開業地

第二條 藥種商ハ總業ニ實歴アル者又ハ相當ノ學修アル者ニシテ白痴瘋癲盲啞ニアラサル者ニ限ル

第三條 製藥者營業ヲ爲サントスル者ハ屬籍、住所、氏名、年齢、製藥品名ヲ詳記シ縣廳ニ

願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第四條 製藥者ハ白痴、瘋癲、盲啞ニアラサル者ニ限ル

第五條 藥種商製藥者免許鑑札ヲ毀損亡失シ若ハ屬籍、氏名ヲ變換シタルトキハ十日以内ニ書換又ハ再渡ヲ願出ツヘシ

第六條 藥種商製藥者廢業、死亡、失踪又ハ他管ヘ轉籍若ハ寄留換ヲ爲シ又ハ管内ニ轉居シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ但廢業、死亡、失踪、轉籍シタルトキハ其届出ト同時ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

死亡、失踪、逃亡ノトキハ最近ノ親屬ヨリ届出ヘシ

第七條 藥種商一個ノ藥品ヲ數個ニ分チタルトキ及製藥者自己ノ製藥ニハ其容器又ハ包紙ニハ住所、氏名、封緘ノ年月日ヲ明記シタル封緘ヲ施スヘシ

第八條 藥種商前條ノ場合ニ於テハ其容器ニ自己ノ住所氏名及製藥者(藥品製造會社ナレハ其ノ所在地名及會社名)若ハ外國藥品引取人ノ住所氏名ヲ併記スヘシ
但劇藥毒藥ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第九條 藥種商製藥者ハ醫藥用品ト醫藥用外品トヲ區別シ置クヘシ

第十條 藥劑師コシテ藥局ヲ開設セズ單ニ藥品販賣及製造ノ業ヲ營マントスル者ハ第七條第八條(但書ヲ除ク)第九條ニ準據シ其旨縣廳ニ届出ヘシ

第十一條 製藥者ハ毎年製造及販賣セシ藥品ノ種類數量ヲ統計シ翌年一月三十一日限り縣廳ニ届出ヘシ

第十二條 本則ニ依リ差出スヘキ願届ハ總テ郡市役所ヲ經由スヘシ

第十三條 第一條第三條第五條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條ニ違背シタル者ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

理由

現行藥種商製藥者營業取締細則中ニハ出願者ノ資格ヲ規定シアラサルカ爲メ實際盲目者等ニシテ之レガ營業ヲ爲シ居ルモノアリ又ハ目ニ一丁字ナキモノ又ハ自己カ或ル目的ニ使用スル毒劇藥ヲ購求スルノ手段トシテ藥種商免許鑑札ヲ受クルモノ等アリテ公衆衛生上頗ル危險甚カラス其他營業者異動ノ際ニ於テ届出ノ期限ナク取締上不都合アルヲ以テ

本案ノ如ク改正ヲ要スル所以ナリ

縣令第十四號 明治二十三年三月八日

藥種商製藥者營業取締細則

第一條 藥種商營業ヲナサントスルモノハ第一號書式ニ據リ郡市役所ヲ經縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 製藥者營業ヲ爲サントスルモノハ第二號書式ニ據リ郡市役所ヲ經縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第三條 藥種商製藥者免許鑑札ヲ毀損亡失シ若クハ族籍氏名ヲ變更シタルトキハ郡市役所ヲ經書換又ハ再渡ヲ縣廳ニ願出ツヘシ

第四條 藥種商製藥者廢業失踪逃亡又ハ管外ニ移轉ノトキハ郡市役所ヲ經免許鑑札ヲ縣廳ニ返納スヘシ

第五條 藥種商一個ノ藥品ノ藥品ヲ數個ニ分チタルトキ及製藥者自己ノ製藥ニハ其器容又ハ包紙ニ一定ノ封緘ヲ爲スヘシ

第六條 藥種商製藥者ニ於テ使用セル封緘用紙印章類ハ豫メ郡市役所ヲ經縣廳ニ届出ツ
ヘシ其改正シタルトキ亦同シ

前項ノ封緘用紙衛生試驗所検査用紙ニ紛ハシキモノト認ムルトキハ改正ヲ命スルコト
アルヘシ

第七條 藥種商第五條ノ場合ニ於テハ其容器ニ自己ノ住所氏名及製造者（藥品製造會社
其所在地名及會社名）若クハ外國藥品引取人ノ住所氏名ヲ併記スヘシ

但毒劇藥ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第八條 藥種商製藥者ニ醫藥用品ト醫藥用外品トヲ區別シ置クヘシ

第九條 藥劑師ニシテ藥局ヲ開設セス單ニ藥品販賣及製造ノ業ヲ營マントスルモノハ第
一條第二條ノ免許證札ヲ受クルニ及ハスト雖トモ該條ニ準シ届出尙第五條第六條第七

條第八條ヲ遵守スヘシ

第十條 製藥者ハ毎年製造及販賣セシ藥品ノ種類數量ヲ統計シ第三號書式ニ據リ翌年一
月三十一日限リ郡市役所ヲ經縣廳ニ届出ツヘシ

但廢業及管外移轉ノトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第十一條 第五條第七條ニ違背シタルモノハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス
（書式略ス）

第五號議案

訓令第 號

郡市役所

今般縣令第

號ヲ以テ藥種商製藥者營業取締細則改正候處同則第二條ニ規定シタル

藥種商ノ資格ハ凡ソ一ヶ年以上藥劑師又ハ藥種ニ就キ實地藥品ノ取扱ニ從事シタル者又
ハ藥品ニ關スル學術ノ大意ヲ學習シ又ハ醫師調合所若ハ藥品製造所等ニ在リテ藥品ノ取
扱ニ從事シ營業上支障ナキ實歴アル者等ニ限リ許可スヘキ義ニ候條願書受理シタルトキ
ハ充分調査ノ上進達方取計ハルヘシ

明治三十一年三月

日

知事

決議ノ部

第一號議案

縣令第 號

娼妓身体検査規則左之通相定ム

明治三十一年三月 日

知

事

娼妓身体検査規則

第一條 娼妓ノ身体検査ハ所屬検査所ニ於テ警察醫之ヲ行フ

身体検査所ハ警察官吏之ヲ監督ス

第二條 検査所位置及區劃ハ別表ノ如シ

第三條 身体検査ハ左ノ疾患ノ有無ヲ検査スルモノトス

一 微毒

二 軟性下疳

三 淋病

四 結核

五 疥癬

六 傳染性ニシテ營業上有害ト認ムル疾患

第四條 前條ノ疾患ニ罹ルモノハ就業スルコトヲ許サス

第五條 身体検査ハ定期臨時ノ二種トナシ左ノ日割ニ從ヒ之ヲ行フ

但臨時検査ハ疾病其他ノ事故ニテ検査ヲ受シルト能ハサルモノヲ検査ス

定期検査 毎土曜日

臨時検査 毎火曜日

第六條 検査時間ハ警察署長又ハ警察分署長豫メ之ヲ指定ス

第七條 左ノ事項ニ該當スル者ハ第五條ノ規定ノ日割ニ係ハラス検査ヲ行フモノトス

一 新ニ就業セントスルトキ

二 貸坐敷外ニ寓居シ休業シタル者ニシテ就業セントスルトキ但前ノ受驗日ヨリ一周

間ヲ經過シタルトキニ限ル

三 第三條ノ疾患治癒シタルトキ

四 第三條ノ疾患ニ罹リタリト自覺シタルトキ

第八條 娼妓ハ本則ノ規定ニ從ヒ身体検査ヲ受クルニアラサレハ就業スルコトヲ得ス

第九條 娼妓休業中ト雖モ貸座敷内ニ寓居スル者ハ本則ニ依リ其定日ニ検査ヲ受クヘシ

第十條 第三條ノ疾患ニ罹リタル者治癒シタルトキハ主治醫ノ診斷書ヲ添へ就業前所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十一條 検査ノ當日疾病其他事故ノ爲メ其指定シタル時間内ニ出所スル能ハサルトキハ其時間前疾病ニ在テハ主治醫ノ診斷書事故ニ在テハ貸座敷主ノ證明書ヲ添へ検査所派出ノ警察官吏ニ届出ツヘシ

第十二條 娼妓ニハ検査證ヲ下付ス其ノ證ハ受檢ノ際携帯シ警察醫ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其寓居ニ就テ検査スルコトアルヘシ

第十三條 警察醫ハ検査ヲ終了シタルトキハ検査證ニ無病又ハ其病名ヲ記シタル證印ヲ

押捺シ下付スヘシ

娼妓ハ前項ノ検査證ヲ派出ノ警察官吏ニ差出シ檢閲ヲ受クヘシ

第十四條 警察官吏ハ第三條ノ疾患アル娼妓ニ對シ所屬治療院ニ入院ヲ命スヘシ

第十五條 娼妓身体検査ノ爲メ外出スルトキハ貸座敷主ハ付添人ヲ付スヘシ

但山形市米澤市及酒田町ノ貸座敷ハ此限りニアラス

第十六條 第八條第九條第十一條ニ違犯シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

第十七條 本則ハ來ル七月一日ヨリ施行ス

第十八條 明治二十二年五月縣令第四十三號檢徵取締規則及明治二十四年四月縣令第三十九號檢徵區劃表ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第二號議案

縣令第 號

明治二十二年九月縣令第七十四號產婆營業取締規則左ノ通改正ス

明治三十一年三月 日

知 事

產婆營業取締規則

- 第一條 產婆ハ内務省ノ免狀又ハ縣廳ノ免狀ヲ有スル者ニ非レハ營業スルコトヲ得ス
- 第二條 產婆營業ヲ爲サントスル者ハ内務省若ハ本縣ノ免狀寫ヲ添ヘ縣廳ヘ届出ヘシ
- 第三條 產婆學校、產婆講習所等ヲ卒業シタル者又ハ他府縣ニ於テ試験ヲ受ケ開業免狀ヲ得タル者ハ其ノ學業及實驗ノ成績ヲ審査シ出願ニ依リ規定ノ試験ヲ要セスシテ開業免狀ヲ付與スルコトアルヘシ
- 第四條 產婆ニ乏シキ地方ニ在テハ修學履歷書若ハ實驗上ノ成績ヲ審査シ規定ノ試験ヲ要セス郡醫ノ簡易試験ヲ受ケ其ノ保證書アル者ハ出願ニ依リ開業區域及年限ヲ定メテ

假免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

- 第五條 前條ノ假免狀ヲ受ケタル者ニシテ其ノ區域内ニ本免狀ヲ受ケ營業スル者アルトキハ假開業ノ免狀ヲ取消スコトアルヘシ
- 第六條 產婆ハ產婦又ハ生兒ニ對シ藥劑ヲ投シ又ハ處方指示スヘカラス
- 第七條 產婆ハ醫師ノ施スヘキ手術ヲ爲スヘカラス
- 第八條 產婆ハ墮胎又ハ壓殺シタル嫌疑アリト思料スルトキハ所轄警察官署ニ申報スヘシ
- 第九條 產婆ハ營業上ニ關シ官公署ニ對シ虛偽ノ證ヲ爲スヘカラス
- 第十條 免狀ヲ毀損亡失又ハ屬籍氏名ヲ變換シタルトキハ十日以内ニ再渡又ハ書換ヲ願出ヘシ
- 第十一條 廢業又ハ他管ヘ轉籍若ハ寄留換ヲ爲シ又ハ管内ニ轉居シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ但廢業死亡轉籍シタルトキハ其ノ届出ト同時ニ免狀ヲ返納スヘシ
- 死亡シタルトキハ最近ノ親屬ヨリ届出ヘシ

第十二條 假免狀有効期限ヲ經過シタル後ハ七日以内ニ返納スヘシ

第十三條 産婆ニシテ犯罪ノ行為アルカ又ハ業務上公害アリト認めルトキハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 本則ニ依リ差出スヘキ願届ハ郡市役所ヲ經由スヘシ

第十五條 第二條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第三號 案

縣令第 號

明治二十三年一月縣令第二號産婆開業試験規則左之通改正ス

明治三十一年三月 日

知 事

産婆開業試験規則

第一條 産婆ヲ開業セントスル者ハ本則ニ依リ試験ヲ受クヘシ

第二條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ年齢滿十六年以上ノ者ニ限ルヘシ

第三條 産婆試験ヲ分チテ左ノ二種トス

甲種 内務省ヨリ開業免狀ヲ受ケントスル者

乙種 縣廳ヨリ産婆開業免狀ヲ受ケントスル者

第四條 甲種試験ヲ了リタル者ハ其答案ヲ内務省ニ進達シ合格ノ者ハ本省ノ開業免狀ノ下付ヲ稟請ス乙種試験ニ合格シタル者ハ縣廳ニ於テ開業免狀ヲ下付ス

第五條 甲乙兩種ノ試験ハ毎年春秋二期ニ之ヲ行フ
試験執行ノ場所及期日ハ豫メ之ヲ告示ス

第六條 試験ヲ受ケントスル者ハ願書ニ甲乙兩種ノ區分本籍住所身分職業氏名年齢ヲ記シ左ノ書類ヲ添ヘ最近ノ親屬(夫アルモ)連署ノ上毎年春季試験ハ三月限リ秋期試験ハ九月限リ郡市役所ヲ經テ本縣廳ニ願出ツヘシ

一、修學歷書若クハ卒業證書寫

二、他府縣ノ開業免狀ヲ有スルモノハ其寫及履歷書

第七條 試驗科目ハ左ノ如シ

甲種

- 一 解剖ノ大意
- 二 生理ノ大意
- 三 病理ノ大意
- 四 實地施術ノ方法妊婦產婦及産兒ノ處置

乙種

- 一 妊娠ニ關スル一斑
- 二 分娩ニ關スル一斑
- 三 産褥ニ關スル一斑
- 四 初生兒ニ關スル一斑
- 五 實地施術方法妊婦產婦及産兒ノ處置

第八條 甲種試験ハ一科三問トシ乙種試験ハ各科目中ヨリ八問ヲ選ミ其大意ヲ答ヘシム
應答時間ハ每一問二時間以内トシ之ヲ筆答セシム但乙種試験ニ限リ口答ヲ望ムトキハ
之ヲ許スコトアルヘシ

第九條 受験者ハ書類ヲ携帶シ試験場内ニ入ルコトヲ得ス

受驗中試験委員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ試験場外ニ出ツルコトヲ得ス

第十條 試験中ノ行爲ニ付試験委員ノ制止ヲ肯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 試験委員ハ郡市醫及産婆中ヨリ之ヲ選任ス

附則

第十二條 本則ハ本年九月ヨリ施行ス

第四號議案

縣令第 號

明治二十三年三月縣令第十四號總種商製糖者營業取締細則左ノ通改正ス

明治三十一年三月 日

知 事

三十八

藥種商製藥者營業取締細則

- 第一條 藥種商營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ書類ヲ添ヘ縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ
一 履歷書
- 二 藥劑師藥種商ニ就キ實歴アルモノハ其藥劑師藥種商ノ證明書
- 三 開業地
- 第二條 藥種商ハ藥業ニ實歴アル者又ハ相當ノ學修アル者ニ限ル
- 第三條 製藥者營業ヲ爲サントスル者ハ屬籍、住所、氏名、年齢、製藥品名ヲ詳記シ縣廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ
- 第四條 藥種商製藥者免許鑑札ヲ毀損亡失シ若ハ屬籍、氏名ヲ變換シタルトキハ十日以内ニ書換又ハ再渡ヲ願出ヘシ
- 第五條 藥種商製藥者廢業、死亡、失踪又ハ他管ニ轉籍若ハ寄附換ヲ爲シ又ハ管内ニ轉居

タルトキハ十日以内ニ届出ヘシ但廢業、死亡、失踪轉籍シタルトキハ其届出ト同時ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

死亡、失踪ノトキハ最近ノ親屬ヨリ届出ヘシ

第六條 藥種商一個ノ藥品ヲ數個ニ分タルトキ及製藥者自己ノ製藥ニハ其容器又ハ包紙ニハ住所、氏名、封緘ノ年月日ヲ明記シタル封緘ヲ施スヘシ

第七條 藥種商前條ノ場合ニ於テハ其容器ニ自己ノ住所、氏名及製藥者(藥品製造會社ナレハ其所在地名及會社名)若ハ外國藥品引取人ノ住所氏名ヲ併記スヘシ
但劇藥毒藥ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第八條 藥種商製藥者ハ醫藥用品ト醫藥用外品トヲ區別シ置クヘシ

第九條 藥劑師ニシテ藥局ヲ開設セス單ニ藥品販賣及製造ノ業ヲ營マントスル者ハ第六條第七條(但書ヲ除ク)第八條ニ準據シ其旨縣廳ニ届出ヘシ

第十條 製藥者ハ毎年製造及販賣セシ藥品ノ種類數量ヲ統計シ翌年一月三十一日限リ縣廳ニ届出ヘシ

三十九

第十一條 本則ニ依リ差出スヘキ願届ハ總テ郡市役所ヲ經由スヘシ

第十二條 第一條第三條第四條第五條第六條第七條第八條第九條第十條ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上一圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

三月二十二日午前十時二十分開會

欠席 二名

會長 之ヨリ地方衛生會ヲ開ク

第一號議案ノ一讀會ヲ開ク

便宜ノ爲メ議案ノ朗讀ヲ省略ス

八番(岡田) 番外ニ質問ス第八條ニ休業中ノ娼妓モ本則ノ検査ヲ受クル事ニ成リ居ルカ
休業中ノモノニ付テハ別段検査ノ必要ナキ筈ト思考スルカ如何ナル理由ニテ此條文ヲ
置キシヤ又第十七條ニ娼妓ハ附添人ナクシテ検査所ニ出入スル能ハストアルカ如何ナ
ル必要ニ依テ付添人ヲ付スル義ナルカ又附則第二十條ニ検査區畫表ヲ廢止スルトアル

モ此議案ニ見ルニ今度又區畫表カ出來テ居ルソシテ新舊ノ表ヲ比較スルニ別異ノ點
モ見ヘサルニ如何ナル都合ニテ改正セラレシヤ此三點ニ付説明ヲ乞フ

番外(生沼) 只今八番ヨリ質問アリタルモ其答ニ先チ一言本則改正ノ理由ヲ述ヘシ
此ニ理由書ニモ掲シ如ク徵毒等ノ疾患カ年々増加スルノ事實ハ醫術社界ノ統計ニ徵シ
テモ明ナル事テアルガ其増加スルノ理由ニ付キテハ多數ノ原因アル事ナルモ其重ナル
原因ハ第一密淫賣公娼又ハ和姦ノ如キモノガ原因ノ重大ナルモノト信シマス然ルニ淫
賣ハ風俗警察上ニ取締ルヘキ道カアリ又和姦ニ付テハ教育トカ宗教ノ力ヲ籍リテ矯正
スヘキモノナルモ此公娼ニ依テ以テ起ル處ノ諸般ノ病毒防止ニ付テハ只徵毒ヲ検査ス
ルノ道アルノミデ其他下疳淋病等草案第三條二項以下ノ病毒ヲ檢スルノ方法ガナイ之
ガ現行規則ノ最モ不備ナル點テ又現行ノ規則ハ検査ノ時間ヲ嚴重ニ規定シテアルカ之
ハ別段何時カラ何時迄ノ間ニ於テ施行スルト云フカ如キ窮屈ナル規定ハ必要ナキ事ト
思フ故ニ之ハ警察署長ノ適宜ニ任ス事ニセリ又付添人ノ事モ山形ノ如キ貸座敷ヨリ檢
査所マテ近キ處ハ別段必要ナキカ如クナルモ彼ノ長崎町ノ如キ三里余モ隔リタル處ハ

娼妓カ偶々自由ノ旅行ヲ爲ス事故其途中ニ於テ或ハ商賈ニ立寄ヨリ又ハ種々ノ弊害ヲ
來スヤモ雜計事ナルヲ以テ此度付添人ト共ニ檢査所ニ出入スヘキ條規定ニ之等ノ憂ヲ
除キタル譯テアリマス以上ノ如キ理由ヲ以テ本案改正シタル所以ナリ

八番ノ質問ハ休業中ノ娼妓ハ檢査ノ必要ナシトノ事ナルモ娼妓ハ休業中ニモ或ハ客
ニ接スル虞アルヲ以テ營業中ノモノ同様檢査ノ必要カアル又付添人ノ事ニ付テハ只今
其理由ヲ陳述セシ故御了解ノ事ナランカ區畫表ハ近頃村カ町ニ改正セラレタル所ア
リテ現ニ長崎町ノ如キハ以前ハ最上村ナリシモ今ハ長崎町ニナリシヲ以テ此際序ニ改
訂セシ譯ナリ

六番(門山) 第三條六項ニ其他傳染性ノ疾患トアルモ傳染病トハ數多ノ種類アリテ傳染
症中ノモノニテモ娼妓ノ營業上少モ差支ナキモノアルモ第四條ニハ前條ノ疾患ニ權ツ
タモノハ就業スルヲ許サ、ル事ニ規定シアルヲ以テ營業上少モ害ナキ疾患ニ權リシ
モノモ營業ヲ禁止スル事トナリ少ク苛酷ニ涉ルニハアラサルカト思考ス之等ニ付テハ
何カ範圍ヲ定メラル、見込ナルヤ

番外一番(生沼) 檢査醫ノ職務章程ヲ制定スル見込ナルヲ以テ其際此傳染性ノ疾患ニ付
キ範圍ヲ定ムル見込ナリ

十四番(雄倉) 區畫表中山形市ニ長崎ヲ合セタルハ如何ナル理由ナルヤ他ノ貸座敷所在
地ニハ必ス檢査所ヲ設ケテアルガ獨リ長崎ノミ山形ニ併合シタルハ如何ナル理由ナル
ヤ

番外一番(生沼) 現今長崎ニハ一ケノ貸座敷アリテ娼妓ハ一名カニ名位アルノミナルヲ
以テ別ニ檢査所ヲ設ケス山形ニ併合シタリ

九番(長松) 第一條ニ警察醫之ヲ行フトアルカ之ハ從來ノ檢査醫ヲ警察醫ト改稱スルノ
ミニテ其職務ハ従前ノ通檢査ノ事ノミニ從事セシムル意カ又ハ更ニ警察醫ヲ置キ警察
ニ關スル諸般ノ醫務ニ從ハシムルノ意ナルカ

番外一番(生沼) 從來ノ檢査醫ヲ警察醫ト改稱シテ檢査ニノミ從事セシムル意ナリ

十二番(横山) 此規則ニ據レハ娼妓ノ媒介ニ依テ生スル處ノ諸般ノ疾患ヲ防止スル事ハ
出來得ルモ外ニ娼妓自身ヲ保護スルノ規定ハナキヤ

番外一番(生沼) 娼妓自身ヲ保護スルハ各自ノ任務デアツテ別段此ニ規定スルノ要ヲ見
ス

十二番(横山) 此規則ニ關スル規則ニテ娼妓ヲ保護スル規則ニアラサル事ハ認メ

テ在ルカ現在娼妓ヲ他ノ疾患ニ罹リ其營業ヲナストキハ遂ニ重症ニ陥ルカ如キ場合
ヲ認知シテモ何等ノ手當ヲモナサルハ余リ濫泊ニ過クルニハアラサルカト思フ如何

番外一番(生沼) 無論疾病ニ罹レハ醫師ノ治療モ受ケ又検査醫カ夫等ノ疾患アル事ヲ認

知シタルトキハ注意ヲ與フルコトキハ別段此ニ規定ヲ置カストモ爲シ得ルコト、信ス

五番(白田) 休業中ノ娼妓ニシテ貸座敷ノ内ニ居ルモノト外ニ居ルモノトニ對スル検査

方法ニ付テ區別ヲ立タノハ如何ナル理由ナルカ又先刻番外ノ説明ニ検査所ニ出入スル

娼妓ヲ付添人ヲ置クハ長崎ノ如キ遠距離ノ處アル故ノ趣ナルカ長崎ハ格別其他ノ多ク

ハ貸座敷ノ直ク近キ處ニ在ルモノナレハ如此窮屈ナル規程ハ不必要ナラント思料如何

番外一番(生沼) 休業中ノ娼妓貸座敷内ニ在ルトキハ前ニ御話シタルカ如ク客ニ接スル

ノ虞アルヲ以テ定期ノ検査ヲ爲スノ必要アルモ外ニ在ルモノハ斯ル虞ナキ故検査ノ必

要ナシ故ニ營業ノ時ニ當リ一回検査ヲ行フコト、セリ又付添人ノコトニ付先ニ御話セ
シコトハ只一例ヲ擧ケタルノミニニシテ敢テ長崎ノ爲メニ全般ノ娼妓ニ付添人ヲ要スル
ノ意ニアラサルモ山形及米澤ノ外ハ各地現在ノ宅地ヲ以テ營業區域トナシアルニ付貸
座敷ヨリ検査處マテ多少ノ距離アリ故ニ此條文ヲ置カサレハ其海中ニ於テ種々ノ弊害
ヲ來スノ憂アリ

五番(白田) 貸座敷ヨリ検査所マテノ遠近ハ各地皆異ナルモ到底付添人ヲ以テ途中ノ弊

害ヲ防止スルハ望ムヘカラサル事ナラン何ナレハ其付添人トナルヘキモノハ貸座敷

ノ番頭或ハ家人ナルヲ以テ娼妓ノ非行ヲ止ムル事ヲセサルヘシ故ニ遠距離ノ處ニノミ

付添人ヲ置クハ可ナルモ近キ處 警察署長ニ於テ監視スル事トシテ如何

番外一番(生沼) 夫等ニ付テハ別段見込ナシ

十二番(横山) 十二條ニ豫メ検査證ヲ渡スト規定ナルカ之ニ如何ナル事ナルヤ

番外一番(生沼) 娼妓トナリシトキニ検査證ヲ渡シ意ニシテ娼妓トナラサル前ニ渡スノ

意ナラス

六番(門山) 娼妓ノ身体検査尤モ必要ナル事ニシテ検査ノ結果身体ニ病毒アルヲ認知シタルトキハ強制的ニ治療ヲ要スル義ナルヲ以テ之等ニ要スル病院費等ハ官費ヲ以テ支辨スル事ヲ得サルヤ

番外一番(生沼) 六番ノ問ニ對シテ充分ノ調査遂ケサレハ答フル能ハス

七番(龍岡) 参考マテ一言セン地方税又ハ國庫ノ如キ富裕ナル經濟ヲ以テ此事業ヲ成ストキハ充分ナル効果ヲ見ルナランカ奈何セン性質上斯ル事業ハ公費ヲ用ユヘキモノニアラサルヘシ

會長 最早質問ナキヤ

五番(白田) 今朝議案ノ配布ヲ受ケタルノミコシテ未タ感考セサルヲ以テ本日ハ之ニテ閉會セラレン事ヲ希望ス

十四番(雄倉) 五番ニ同意

八番(岡田) 五番ノ説ハ可ナルモ一讀會ノミナレハ本日行フモ差支ナカラン

會長 本日ハ一讀會ノミ開ク事トス

會長 別ニ議論モナキヲ以テ第一號議案ノ第一讀會通過トス

會長 第二號議案ノ一讀會ヲ開ク

八番(岡田) 第二條ニ産婆營業ヲナサントスルモノハ縣廳へ願出スヘシトアリ付テハ産婆トシテ夫々資格アルモノモ時トシテ營業ヲ許サ、ル事アルノ意ナルヤ

又第十條ノ規定ハ無用ノモノナラント思料ス何トナレハ産婆ニ限ラヌ虚偽ノ證ヲナストキハ外ニ制裁ヲ加フヘキ道アルヲ以テ此ニ特更規程ヲ置ク必要ナカルヘシ如何

番外一番(生沼) 内務省ノ免許ヲ受タルモノハ何處ニテモ自田ニ開業スルノ權アルヲ以テ格別ナルモ其他々縣ニ於テ試験ヲ受ケ其及第證書ヲ受ケタルモノ、如キハ果シテ其試験カ適當ノモノニシテ産婆ニ充分ナル資格アルヤヲ確認スル能ハス故ニ之等ノモノニ對シテハ夫々調査ヲ逐ケ相當ノモノハ許可シ若シ不相當ト認ムルトキハ許可ヲ與ヘサル事モアリ又第十條ノ意味ハ産婆ハ出産届ニ連署スルノ成規アルモ或ハ自己ノ取扱ハサルモノヲモ連署スルモノアリテ取締上不都合ニ付夫等ノ行爲ヲ防ク爲ニ設ケタル

モノニシテ刑法上ノ規定ト其主旨ヲ異ニスルモノナリ

五番(白田) 第十五條ニ凡テ願書ハ郡市役所ヲ經テ縣廳ニ差出スヘシトアルモ町村役場ヲ經由スル必要ナキヤ本員ノ考ニテハ「町村役場ヲ經テ」トアレハ町村役場ヨリ縣廳ヘ差出スヘキモノハ總テ郡役所ヲ經由スヘキ事ニナリ居ルヲ以テ此條文ハ町村役場ヲ經テトスル方可ナラシ此邊ニ付キ別ニ理由ナキヤ

番外一番(生沼) 其邊ハ深キ調査ヲ遂クサルモ人民ヨリ差出スヘキ願書ハ總テ町村役場ヲ經由スヘキ様様ノ如キモノアリタルヤノ記憶アリ

十番(小田切) 第十條ノ意味ハ番外ノ説明ニヨリ了解シタルモ此條文ハ字句ノ完全セサル處アルヲ以テ適用者ハ了解ニ苦ム事ナラン假令ハ警察カ營業上ニ付テ産婆ニ或ル事ヲ質問シタリトセシカ産婆、其事ニ付キ充分知リ居ル事ニ刑事訴訟法ノ規程ニ依リ答ヲ拒ム事ヲ得ルモノナリ然ルニ此條文ニ依レハ之等ノモノマテ制裁ヲ付スヘキ事ト見ユルカ如ク番外ノ主旨ト解釋ノ結果ト相反スルヲ以テ文章ヲ改ムル必要アリ

十四番(雄倉) 産婆ハ夫々技能ヲ有シ獨立ニ業務ヲ執ルヘキ力アルニモ拘ハラヌ第八條

ノ規定ハ醫師ノ指示ニ從ハサレハ器械ヲ使用シ又ハ手術ヲ施ス能ハスシテ甚ダシク窮屈ナル規定ト思料ス此邊ニ付外ニ理由アル義ナルヤ

番外一番(生沼) 之ハ産婆カ難産等ノ際産婆ノ業務以外ニ手術ヲ施スモノ等アリテ往々不都合ヲ來スコトアルヲ以テ此條文ヲ設ク其弊害ヲ防止スル所以ナリ

六番(門山) 此規則ニハ年齢ニ付何年以下ト制限ヲ置カサルモ實際難産ノ如キ場合ニハ老年ノモノニテハ到底其職分ヲ盡スノ力ナク遂ニ恐ルヘキ害ヲ來ス事アリ然レトモ敢テ制限ヲ置クノ必要ナキ理由アルヤ

番外一番(生沼) 老年者ニテハ或不都合ヲ來ス虞アルモ六十或ハ七十ノ老年者ニシテモ身体強壯ノモノニシテ其職分ヲ全フスルニ差支ナキモノモアルヲ以テ老年者ハ必ス職業ニ堪ヘスト云フ能ハス故ニ年齢ヲ制限スルハ穩當ナラスト信ス

會長 他ノ質問ナキヲ以テ第二號議案ノ一讀會ハ通過ト決ス

會長 第三號議案ノ一讀會ヲ開ク

八番(岡田) 産婆ノ免狀ハ内務省ヨリ渡スモノト本縣ヨリ渡スモノトノ二アルカ如クナルモ内務省ノ試験モ本縣ニテ行ヒ本縣ノ分モ同シ本縣ニテ行フ義ナルヤ又内務省試験問題ハ本省ヨリ送ラレ、轉ナルヤ

番外一番(生沼) 兩方共本縣ニテ施行スルモノニシテ内務省ノ分モ本縣ニテ問題ヲ撰ミ答案ヲ本省ニ送付スル手續ナリ

十二番(横山) 試験委員ニハ手當ヲ支給スルヤ

番外一番(生沼) 郡市醫及産婆ヨリ給スル委員ニハ一日ニ付七拾錢又ハ壹圓位ノ手當ヲ縣稅ヨリ支辨スル見込ナリ

八番(岡田) 第七條ノ試験科目ニ解剖生理病理ノ大意トアルモ大意トハ甚タ廣漠タル字句ニシテ試験委員モ又受験者モ解釋ニ苦ム事ナラント思料ス就テハ參考書目ノ如キモノハ豫メ番外ニ於テ見込ナリヤ

番外一番(生沼) 別ニ見込等ハナキモ只之等學科ノ大要ヲ知居レハ可ナリ

會長 別ニ議論ナキヲ以テ第三號議案ハ一讀會通過トス

會長 第四號議案ノ一讀會ヲ開ク

八番(岡田) 第二條ニ相當ノ學修アルモノトアルモ相當トハ甚タ廣漠タル意味ヲ含ムモノナルカ普通相當ノ學識ト云ハ、中學校卒業位ノ程度ヲ指スモノト思料スルモ果シテ如何ナル意義ナルヤ

番外一番(生沼) 八番ノ御問ノ如ク此條文ハ漠トシテ明瞭ナラズト雖トモ第五號議案ヲ以テ別ニ訓令ヲ發シ其不明ノ點ヲ補フ見込ナリ

八番(岡田) 別ニ訓令ヲ發ストシテモ出願者ハ此條文ヲ知ルノミニテ訓令ハ官ト官トノ間ニ効力ヲ有スルノミナルヲ以テ未ダ完全ヲ得タリト云フ能ハス

十三番(吉川) 便宜ノ爲メ番外ニ代リ一言セン八番相當ノ學習トハ普通ノ學力相當ト解セラル、モ之ハ「藥業」ニ實歴アルモノトノ語ニ對スル文ニシテ即チ實際藥業ニ從事シタル履歷ナキモノト雖トモ藥學ヲ研究シ其力藥業ニ從事シタルモノト同等ナルモノナレハ可ナリトノ意ナリ

會長 質議ナキヲ以テ第四號議案ヲ第一讀會通過トス

會長 第五號議案ノ第一讀會ヲ開ク
 八番(岡田) 五號議案ハ別段質議ノ點ナシ
 會長 外ニ質問ナキヲ以テ第五號議案ヲ第一讀會通過ト決ス
 會長 本日ハ之ニテ停會
 于時正午

三月二十三日午前七時開會

欠席 三名 (十番二番)

會長(押川) 第一號議案ノ延期說ハ昨日確定セヌヨウナシタカ第三讀會ヲ只今開キマス
 カ

五番(白田) 二番(中目)無論第二讀會ヲ才開キテヨロシイコト、考ヒマス

二番(中目) 第二讀會ヲ開カル、場合ニ質問スルモ何ゾテスカ此ノ第七條第一ノ「受シ
 ルコトヲ得ルニ至リタルトキ」トアルカ如何ナル場合ヲ指シタテテスカ一寸伺ヒマ

ス

番外一番(生沼) 疾病其他事故先ツ申セバ親屬ノ不幸ナルトカ其ノ事故ヲ指シタノテ

ス

二番(中目) 向七條中第四ノ第三條ノ疾患治愈シタルトキ云々トアリマスカ普通疾患ト

ハ各別ニアリマスカ

番外一番(生沼) 左様格別デアリマス

會長(押川) 第一號案第二讀會ナ開キマス一條ヨリ第四條マテ朗讀ハ省キマス

二番(中目) 第一讀會ニ先ツテ建議カアリマス

書記建議案ヲ朗讀ス

花柳病防禦ノ件ニ付建議

抑々我國ノ醫學ハ日猶淺キニモ不拘長足ノ進歩ヲナセルハ夙ニ歐米諸國ノ嚮嚮スル處ヲ
 リ嗚呼此時ニ當テ吾人醫學界會ノ近來最モ甚シシ憂ノヘキモノアルヲ發見スルニ至レル
 ナ如何セン之レ他ナシ彼ノ花柳病蔓延即チ之レナリ若シ今之レヲ濟フト雖トモ猶且ツ晚

キニ過クルノ嫌ヒナシトセサルヲ况ヤ此儘ニ放任シテ等閑ニ附シ去ルカ如キコトアラハ他日大ニ國家ノ消長兵力ノ強弱ニ關シ小ハ各自ノ生命財產等ニ關シテ不知不識大ナル不幸ノ位置ニ陷ルカ如キ火ヲ見ルヨリモ明カナリ

近來我國ノ本病毒者即チ麻疹、軟性、硬性、下疳、年々歳々蔓延増加スルヲ耳ニヒリ現ニ我山形縣下ノ如キモ數年來年ヲ逐ヒ月ヲ重スルニ從ヒテ非常ニ蔓延増加スルヲ目撃スルコト予カ數年來ノ實驗ニ徴シテ詳カナリトス豈歐米諸國ニ對シテ耻チサルヘケンヤ倍テ同病蔓延増加ノ原因ハ恐クハ密ニ淫ヲ嚮クモノ、益々彷徨跋扈スルニ基因スルナランカ果シテ然ラハ此病毒ノ傳播ヲ防禦スルハ專ラ密賣婦ヲモ周ク檢徴ヲ行フノ法ヲ設クルノ他良策アルナシ其方法ハ今ヨリ總テノ料理店飲食店ヲシテ下等貧座敷ノ許可ヲ與フルニ至ラハ自然本病毒ノ消滅スルノ期ヲ見ルニ至ラン

右謹テ建議ス

建議御採納可決スルニ至ラハ本趣旨ヲ以テ知事ニ建議スル事

明治三十一年三月

地方衛生會員

中 目 顯 俊

地方衛生會長押川則吉殿

會長(押川) 建議ヲ今議スルヤウニシマスカ一應會議ニ諮ヒマス

五番(白田) 一遍ノ朗讀テハ判然シマセンカラ寒天摺トシ配布ヲ乞フテ後討議シタウ御座リマス

七番(龍岡) 尙ホ一應二番ノ御演說ヲ願ヒタヒカ下等貧座敷ヲ設クルヨウニ聞取リマシタカ左様テアリマシタカ

二番(中目) 左様テアリマス

七番(龍岡) 要ハ酌取女ハ淫ヲ嚮クト云フ其ノ防禦策ニ在ルヨウテスカ直ニ討議ニ付セラル、様致シタウコサリマス

八番(岡田) 寒天稽迄モナイコトテスカラ直ニ討議スルヲ賛成シマス

十四番(雄倉) 此ノ建議案ハ一號案トハ關係ヲ持テナラソノテスカラ後廻ハシニスルカ

適當ト思ヒマス

會長(押川) 一號案ヲ議シ然ル後ニ討議スルコトニ致シマス第一條ヨリ第四條マテ討議

ニ付シマス

六番(門山) 第一條ヲ「娼妓ノ身体検査ハ所屬検査所ニ於テ警察醫之ヲ行ヒ警察官吏之

ヲ監督ス」ト修正シ第三條中「下州ノ下ニ硬性軟性ト追加シタイノテス硬軟二性ト云

ヘハ明ニ微毒性ト云フコトモ判然シマス又四五ハ直接關係カアル故肺結核疥癬トシ傳

染性ト云ヘハトラホームノ如キ迄數百種アレト娼業ニ差支ナキモノハ停止スルノ必要

モナイト思ヒマスカテ「傳染性ノ疾患ニシテ營業上差支アルモノ」ト修正致シタイノ

テス

十五番(黒川) 第一條第二項検査所ニハ検査當日巡查ヲ派遣シ諸般ノコトヲ取締ルト云

フヨウニ致シタイ警部カ巡查ヲ監督スルトカ技師カ工事ヲ監督スルトカ郡長カ町村長

ヲ監督スルトハ大ニ違フノテ警察官吏ハ醫術ニ熟達スルモノテアリマセンカヲ到底監

督ト云フコトノ出來得ル筈ハナイ元來巡查ハ取締ニ行クモノテアルカラ此ノ監督ノ取

締トスルノカ穩テ且實際ニ適當セシモノト思ヒマス又第三條ハ左ノ疾病ノ者ハ營業ス

ルヲ許サス」トシ順次列記シ字句ハトウスレハ穩當テアルカ先ツ意味ハ生殖器ノ疾病

アルモノト云フヨウナコトヲ六項ニ置キ七項ハ其他營業上差支ノ疾病ト修正シ第四條

ハ削除シタイ此疾患疾患トアルカ患ハ現ニ罹リツ、アルモノヲ意味シ疾病ト云ヘハ現

ニ罹リノ者ノミヲ指ササルヨウテアルカラシテ疾患トアルヲ疾病トスルヲ適當ト思ヒ

マ、又本條即第二條ハ其目的ハ公衆衛生上ニアルハ勿論テアリマス娼妓自身ノ保護

ヲモ掲グルヲ必要ト考イマステ生殖器云々ノコトナトモ掲ク置キジイ精神テアリマス

九番(長松) 第一條ノ警察醫ヲ検査醫トイタシタイノテス此レハ昨日番外カラ説明モア

リマシタカ他縣ナトテハ矢張り検査醫トアル故左様イタシタイノテス又第三條四ノ肺

結核トアリマスカ肺ヲ削リテ結核ト致シタイノテス獨リ肺ノミテハナク結核ハ孰レモ

危険テスカラ直ニ結核ハ検査シタイ考イテアリマス第六項ハ十五番ノ説ノ如ク容ノ爲

ニ付シマス

五十七

メ計リテナク娼妓自身ノ保護モ必要テアリマスカ其他營業上他人ニ害アル疾患ト云フ
ヨウニシテ自身ノ生命ニ迄及ホスコトアレハ明瞭ニ掲グルハ頗ル必要ト考イマス
二番(中目) 第一條ハ六番ニ賛成シマス尙ホ六番ニ照會シマスカ三條ノ一ナル儼毒ヲ其
儘ニシ置キマスカ

六番(門山) 只今二番ヨリ本眞ニ賛成ナセラレマシタカ段々考イマスト前説ハ不都合ノ
點モアリマステ取消シマス委員ノ鑑定ハ其權限ニ任カスト云フコトモアル刑法ニ屬ス
ルコトスラ左様ナ譯テアル娼妓ノ検査員タル醫師其者ヲ監督スルト云フコトハ出來得
可カラサル譯テスカラ第一條ハ十五番ニ賛成シマス又明瞭ニスル迄モナイコトナカラ
見易キヤウ矢張硬軟ト追加シ置クカヨウ御座リマス

十番(小田切) 第三條ニ就テ娼妓自身ノ保護云々ト十五番カ述ヘラレタカ衛生會ハ衛生
會規則第一條ニ明記シアル如ク公衆衛生ニ關スルコトヲ議定スル處テアル尙モ斯ク明
瞭ナル組織タルニモ拘ラス娼妓自身ノ爲メヲ圖リテ規則ヲ設クルカ如キコトナラハ衛
生會ノ目的以外ノコト、考ヘラル若シ自身ノ爲メヲモ規定スルトナラハ假令ハ客ヲ何

名取ルト云フ兩數ヲ規定シ交接ノ度數ヲモ規定スルノ必要アルヘシ若シ必要アルトナ
ラハ第一條ニ掲グル公衆云々ハ全然矛盾スルノテ單ニ娼妓自身ノ必要ヲ目的トスルナ
ラハ目的トシ規定スルナラハ斷然本則以外ニナリテ要スル譯テス

七番(龍岡) 素人テワカラヌカラ専門家ニ承リタイカ下疳ニ硬軟ニ性アルノテスカ

六番(門山) ソーテス

七番(龍岡) 九番ニ承リタイカ結核ニハ種々アリマシテ肺ノミテハナイノテスカ

九番(長松) ソーテス

七番(龍岡) 十番カラモ縷々述ニナリマシタカ娼妓自身保護ノコトナラ別ニ茲ニ規定

センテモ缺ケテハオイマセン其レハ貸座敷取締規則ノ下ニ相當ノ保護ヲ與ヘテアルテ
此規則以外ノコトテアリマス若シ此規則中左様ナ意味シタコトマテ加フルナラ標題カ
ラシテ更ヘンクレハナラン譯ニナリマス本眞ハ九番六番ニ賛成シマス

十二番(横山) 其仕事カ出來ンカラ監督カ出來ナイト云フ譯セアリマスマイ本會ハ醫師
タノ獸醫、藥學家カラナト組織シアリマスカ會長タル知事カ之等専門ノ技術カアルト

云フ譯テモナシ監督ハ矢張り取締ルノモ包含シ居ルノテ正當ニ執行スルヤ否チ監督ス
 ル譯テスカラ監督ト云フノチ上ニシテ醫之ヲ行フト云フヨウニ致シタイ(此時一番、加
 藤)着席ス)又第三條テスカ同シコトヲ併例スルノハ穩カナラスコトヲ荷モ縣令トシ發
 布スルニハ充分其邊ヲ専門家諸君ノ調査ヲ希望シマス又十番カ公衆衛生ヲ目的トスル
 云ハ論セテレマシタカ娼妓自身ノコトヲ規定スルカラトテ別ニ不都合ハアリマスマイ
 娼妓自身モ公衆ノ一部ヲ組織スル原素テアル現在其者カ危害ニ差迫ルト云フヨリナ場
 合ハ警察官カ保護スル無論保護スルノテアル一向其點ニ付テハ差支カナイ本員ハ九番
 ナ賛成シマス

十番(小田切) 第三條ニ列記スルノカ公衆ニ傳染スル恐ルヘキモノテアル娼妓自身ノコ
 トニ付テハ別ノ醫師ヲ自己カ煩ハスマテ娼妓自身ノコトハ此ノ規則中ニ規定スルノ必
 要ハナイツマリ公衆衛生ヲ目的トスルノテ自己一身上即チ其者ニ止ルノカ他ニ方法カ
 アリマス

八番(岡田) 監督ト云フダカラトテ別ニ字句ノ上カラ差支ハナイト考イマス九番ノ肺チ

削ル說ニ賛成シマス又十番ノ公衆衛生ニ付テハ本員モ賛成スル所テアリマス他ハ原案
 ニ賛成シマス

七番(龍岡) 六番九番ニ賛成シマス御無禮ナ申ス様ダカ醫師諸君ノ外ニハ第三條列記ノ
 ハ御存シアルマイト思ヒマス探決ノ際ニハ善キ説モ消滅スルヨウテハイカナイカラ
 碩軟ノ追加ナトハ後ニ協議テ願ヒ願滑ニヤリタイノテス只議論ノ上テ右左トモス専門
 家ニ一任シ満足ナル規定ヲ願ハシイノテス

十五番(黒川) 監督ハ技術ニ熟達ヒスハ出來ナイ一步ヲ譲リ出來得ルトシマシテモ郡長
 ハ町村長ノ仕事ヲ見ナグレハ監督モ出來ン唐紙蔭ヤ壁蔭ノコトモ監督ナトハ出來得ル
 筈ハナイ検査上ニ付テハ中ニハ御承知ナキ方モアリマシヨウカ警察官ハ其室ニ立合ッ
 テ見テ居ルノテハナク室外ニ居ルノテスソレテ監督ト云フノハ穩當テアリマセン若シ
 強テ監督ヲセヨトナラ勞ヒ検査室ニ立會ハングレハナラン譯アスカ充分信用アリテ醫
 師ヲ任命スル故其醫ヲ疑フテ施術ノ點ニ迄立入ルヨリナコトハ穩當テナイカラ矢張り
 取締ノ爲メテアルカラシテ取締トスルハ穩當ト思ヒマス

五番(白田) 一項ハ其儘ニシテ二項ヲ身体検査所ハト所ヲ挿入スルナラ別コ十五番ノ
杞憂モアルマイ醫師其人ヲ監督スルテナイカラソレテヨカラウ又第三條ハ七番ノ意
見ノ通り九番六番等専門家ヲ會長ヨリ調査委員トシ指定セラルル様願ヒタイモノテス
三番(有壁) 警察醫ヲナシテ検査スルモノモアリマスカラ警察醫ヲ検査醫ト致シタイ
モノテス又三條ノ肺結核ハ矢張原案通りテヨイト考ヒマス下疳ノ下硬軟ト挿入スルハ
穩當ト考ヒマス

四番(高桑) 十番ニ賛成シマスソレカラ一寸伺ヒマスカ肺結核ハ傳染シ他ノ結核ハ傳染
マナイノテスカ

九番(長松) 口頭結核クノ其他隨分危険ナモノカアリマシテ單ニ肺結核ノミコ限リマセ
ソノテス

五番(白田) 調査ハ必要ト思ヒマスカラ會長ヨリ指定ヲ願ヒマス

會長(押川) 採決シマス十五番ノ監督ヲ取締トスルニ賛成ノ方ハ起立

起立 三名

九番ノ検査醫トスル賛成ノ方起立

起立 四名

「所」ハト挿入スル五番ノ説ニ賛成カアリマセンカラ此レハ採決シマセン
十四番(雄倉) 十番(小田切)五番ニ賛成ヲ表ス

會長(押川) 五番ノ「所」挿入説ニ起立ヲ命ス

起立 六名

會長(押川) 孰モ少數テアルカ此場合委員附托トシ調査スルト致シマスガ

十番(小田切) 此際第一條第三條ハ委員ヲ設ケテ第一條ハ成文上第三條ハ調査スルヨウ
ニ希望シマス

會長(押川) 調査委員ヲ三番六番九番十番十五番ニ指定シマス第二條ハ原案ニ決シマス

第四條ハ三條ニ關聯スル故委員調査ノ後ト致シマス

七番(龍岡) 前キニ十番ノ説モアリマシタカ委員ハ進テ一已ニ關スルコト迄チモ規程
ニスルト云フコトハ穩當テナイカ權限ヲ豫メ會議ニ諮フテ置カル、ノカ至當ト考イマス

十二番(横山)委員ノ權限ヲ明ニ定ムルハ尤モ必要テアリマカ固ト々公衆衛生ヲ目的トスルコトテスカラ別ニ茲ニ決議シ置ク迄モアルマイト考ヒマス

七番(龍岡) 元來此ノ諮問案ハ公衆衛生ヲ目的トシ來客ニ對スル規程テ貸座敷取締規則以外ノモノテアルコトハ明瞭ナルカ尙ホ念ノ爲メ申シテ置キマス

五番(白田) 是非十番ノ説ノ如ク判然權限ヲ定ムルハ必要テ一條ハ成文上ノ委員三條ハ調査ヲ旨トスル委員ト云フコトニナツタラ別ニ七番ノ御心配モイルマイト思ヒマス

七番(龍岡) 五番ノ御説ノ如クテアレハ差支アリマセン

八番(岡田) 調査ハ議論上テナク専門家ニ依頼スルコトテアルケレト如何ナル精神テ調査スルト云フソキ主眼ヲ定ムルハ必要ナルカ娼妓自身ノ規定テハナク公衆衛生ヲ目的トスルハ勿論テアルカ別ニ茲ニ論スルマテモナイコトト思ヒマス

十四番(雄倉) 委員ノ權限ヲ明カニスルハヨロシイカ第三條ノ各項ハ悉皆委員ノ權限内ニ一任スルカ至當ト考イマス

八番(岡田) 十四番カモ間違ニナツテアルヨウニ考イマスカ娼妓自身ノニトマテ列記スル譯テナク硬下疳梅毒テアルトカ又一項ニモ梅毒ト同様ノコトカ重複ニ掲クル必要カナイト云フヨウナ點ノ調査テアルカラ擧テ一任スルト云フハ穩當テナイヨウテス

會長(押川) 八番ノ説ノ如ク會ノ意嚮ヲ定ムルハ必要テ意嚮ニ依リ委員モ其心テ成文ナリ調査ナリスルモノデスカラ一應諾リマシクカ大体ノ處ハ御聞取ノ通りテアリマスカラ委員ノ諸君モ其心得テ御着手ヲ願マス此レヨリ第五條ヨリ七條マテ討議ニ付シマス

十五番(黒川) 第五條ハ現行文ノ如ク檢査定日ハ毎月五日、十五日、二十五日トス若シ正當ノ事故アリテ當日ノ檢査ヲ受クル能ハカルモノハ十日、二十日、三十日ニ換ニト修正第七條ヲ左ノ事項ニ該當スルモノハ日割ニ係ハラス檢査ヲ行フモノトスレト修正致シマス新ニ就業スルモノハ其補度ヲ行ヒ定日マテ待タスル必要モナク其日カラ營業サスルモ差支アリマセン臨時檢査ハ定期ニ對スル臨時檢査ヲ第七條ノ檢査トハ趣ナ異ニスルテ斯ク修正致シマシタ

五番(白田) 此ノ七條ハ三條ニ關聯スル故後廻ハシニ致シタイモノテス

九番(長松) 七條ハ十五番ニ賛成シマスカ第三條ニ關係モアリマスカ度數ヲ増加シテ毎月四回ト致シタイノテスシカシ經費上ノ點モアルコトテアリマスカラ本年度ハ出來ンケレハ來年度ヨリ日割ハ何曜日トカ定メ臨時検査ハ除イテモ差支ナイト思ヒマス

番外一番(生沼) 回數ヲ増スニハ藥品カラ醫師ノ手當カラ小使ノ手當家賃其他諸費モ隨テ増加スル譯テ本年度ヨリ直ニ實施スルコトハ到底出來マスマイシカシ回數ヲ増スノハ至極賛成テアルカラ次年度ヨリ改正スル精神テアリマス

十二番(横山) 七條ハ費用ノ關係モアルテ一應縣會ノ決議ヲ取調ヘ而シテ後議スルカ至當ト思ヒマス

十五番(黒川) 此レハ別ニ費用ノコトヲ論スルマテモナイコトテ現今モ新ニ就業スルモノアレハ其都度行ヒ居ルノテスカラ

九番(長松) 來年度ヨリト番外ノ意見モアル故是非來年度ヨリ増加スル様ニ願ヒタイシカシ御調ノ上直ニ實施ノ出來得ルモノナラ可成實施ヲ取急キタイモノテアリマス

五番(白田) 回數ヲ増加スルノカ本員モ九番ニ賛成シマス尙ホ番外ニ一寸申シテ置キマ

スカ番外ハ間違居ラル、繰考ヒマス若シ度數増加ノ爲メ其費用ニ不足スルナラ豫備費支出スルカヨイ公衆衛生上知事カ認メテ回數ヲ増スノ結果トシテ費用ニ不足ヲ告グルナラ何ニモ恐ル、ニ足ラス豫備費支出スルカ至當ノコトテ彼ノ取締規則發布以來娼妓ハ殆ント囚人同様テ太陽ヲ見ルコトヲ得サル故可成ハ一回ナリトモ回數増加シテ外出サスルナト結構ナコト、思ヒマス

十二番(横山) 十五番ハ其都度行フト云フカ其ノ費用ハ三十一年度マテ行フ様ニナツテ居ルナラ矢張り其通りスルガヨイ差支ハアルマイ

十番(小田切) 第五條ノ回數ヲ増加スルハ九番ニ賛成テアル若シ増加ノ爲メ費用ニ不足ヲ告ルナラドンドソ豫備費支出スルカ差支ハナイシカシ縣會決議ノ精神ハ三回ノ検査トアルノニ三回以上行ツテ不足ヲ告グルト云フ場合ハ縣會決議ノ精神ニ背クデヨロシクナイカラ一應五番ノ御調査ヲ願ヒマス

五番(白田) 三回ト決議シ置イタモノトシテモ回數モ豫算テアルカラ決シテ決議ノ精神ニ背ク譯モアリマスマイ知事カ公衆衛生上認メテ必要トシ回數増加ノ爲メ不足ヲ來シ

タナラ参事會ノ諮問ヲ經決行スルカヨロシイノテス

十五番(黒川) 五日、十五日、二十五日ト定期日ヲ設ケテアルカ疾病ノ爲メ定日ニ欠席スルモノガ多イ此ノ多イノガ重モニ月經ノ爲メテアルカラ定日ニ係ハラス検査スルノカ必要テアル此ノ七條起草ノ精神モ定メシ左様テアルナラント考ヘル回数ヲ増スニ付テハ五番ノ論モアリ出來ルナラシ是非増加シタイト云フ九番ノ説ニハ大賛成テアル一周一度トシ月曜日ニ行フコトニ致シタイノテス遊客ノ多イノハ土曜日曜テアル検査上有毒ノ多イハ金曜日曜日曜テアルテ重ニ此ノ際梅毒ノ傳播ガアルヨウ考ヘラレマステ月曜検査カヨカロウト思ヒマス

九番(長松) 月曜ヲ検査定日トスルモ宜敷シイカ客ニ接シテ直ニ發スルト云フ譯モナイカ定日ハ矢張り調査ノ上トスルカヨロシイヨウニ思ヒマス

五番(白田) 三回以上ニスルニ付費用ノ點ハ十五番ノ説ノ如ク其郡度行ツテ居ルナラ何レモ現今ト異ツテ居ラン譯テアル十番ノ御照會ニ應シテ縣會ノ決議ハ取調ヘマス
十番(小田切) 縣會ノ決議ニシテ三回ト確然アルナラ致シ方モナイカ度数ハ嚴重コナツ

テナランケレハ何セ差支ハアリマセンカ一應調査ヲ願ツテ置キマス

五番(白田) 決議ノ精神ヲ窮屈ニ考テカラ起ツタ事タカ月給拾圓トアルヲ拾貳圓ヤルノモ土木工事ノ費用ノ如キモ彼是流連スルニ何モ不都合ハアルマイ

十番(小田切) 決議録ヲ取調ヘテノ上討議スルカヨイ先ツ後廻ハシトスルカヨイ

八番(岡田) 九番ニ賛成シマス検査ハ矢張り月曜ヲ定日トスルカヨイ此ノ回数ヲ増スノハ高等女學校ノ如キ米澤、山形、庄内ノ三箇所ニ限ルトハ隨ヒ假令月三回ノ議決ニシマシテモ参事會員ノ巡回度数ノ如キ何モ差支ハナイ参事會ノ同意ヲ得テ豫備費支出スルカ差支ナイ三度テハ公衆衛生ヲ完クスルコトハ出來ナイト云フコトテ四回ニスルトテ三ヶ所ノ女學校ヲ四五ヶ所ニスルトハ趣ハ大ニ違ヒマス又第六條ノ検査時間ノ下「及出所」トアル及出所ノ三字ヲ除キタイノテス此レハ何ニモ必要ノアルモノテナイト考イマス

七番(龍岡) 回数増加ニ要スル費用上ニ付マシテハ十番、五番ヨリ頻リニオ説モ出來マシタカ此度数増加ノ縣令ハ停滯ノヨウニ勅令ノ結果ガテ支給スルモノトハ違ヒマス

縣會決議ノ主旨ハ三回ト確然シクモノテハ決シテアリマスマイシカシ年度半ハ二回數
ヲ増加シマシテ爲メニ費用ヲ増加スル規則ヲ造ルコトガ出來マシヨウカ度數ノ増加ニ
ツレテ醫師ノ手當ナリ藥品ナリ其他増加スル費用ハ自然ノ結果トシテ到底免レナイ參
事會ガ承諾スルナラ四回ナリ五回ナリ回數増加スルハ望マシイラスカ只立法ノ精神ノ
上カラ面白カラヌ考モアリマス

會長(押川) モウ十二時ナスカシ午前ノ會ハ此レニ停メマス

三月二十三日午後二時開會

欠席 五名 (十四番、七番、一番、四番、十一番)

會長(横山) 會長席ニ着ク

會長(横山) 會長カ事故アルノテ本員ハ代理致シマス午前ノ會ヲ繼續シマス

九番(長松) 第五條及第七條ヲ左ノ如ク修正致シマス

第五條 身體検査ハ定期臨時ノ二種ト爲シ左ノ日割ヲ以テ之ヲ行フ但臨時検査ハ疾病

其他ノ事故ニテ検査ヲ受クル能ハサルモノヲ検査ス

毎土曜日 定期検査

毎火曜日 臨時検査

第七條 左ノ事項ニ該當スルモノハ第五條規定ノ日割ニ拘ラス検査ヲ行フモノトス

九番(長松) 第七條ノ第一項ヲ削除シ本條ヲ右ノ如ク修正致シマス

十番(小田切) 度數ヲ増シテ四回トスルハ縣會決議ノ精神ニ反キハシナイカトノ疑モ

アリマシク取調テ見ルニ回數ヲ増モ差支ハ有マセンカラ九番ノ増加說ニ賛成シマス
此時七番(龍岡) 着席ス會長議事進行中ノ主要ヲ七番ニ告ク

六番(門山) 九番ニ賛成シマス臨時検査ハ重モニ月經經過ノ不定ナルノテ必要カアリ殊

ニ第二項第五項ニ付必要カアリマス先ツ申サハ臨時検査ノ出來ンコトナラハ二十二日

ニ罷リタルモノカ二十日迄待ツヨウニナルソレテハ大ニ不都合テアル現今モ五回ナ

リ六回ナリ其都度行ツテアリマス回數ヲ増スニ付テハ自然醫師ノ手當モ増サンクレハ

ナラヌ傾向ニナリマスカ此レハ次年度カラ施行セラレテモヨントコロナイカ現在モ

縣會決議ノ主旨ハ三回ト確然シクモノテハ決シテアリマスマイシカシ年度半ハニ回數ヲ増加シマシテ爲メニ費用ヲ増加スル規則ヲ造ルコトカ出來マシヨウカ度數ノ増加ニツレテ醫師ノ手當ナリ藥品ナリ其他増加スル費用ハ自然ノ結果トシテ到底免レナイ事會ヲ承諾スルナラ四回ナリ五回ナリ回數増加スルハ望マシイラスカ只立法ノ精神ノ上カラ面白カラヌ考モアリマス

會長(押川) モウ十二時ヲスカラ午前ノ會ハ此レニ停メマス

三月二十三日午後二時開會

欠席 五名 (十四番、七番、一番、四番、十一番)

會長(横山) 會長席ニ着ク

會長(横山) 會長カ事故アルノテ本員ハ代理致シマス午前ノ會ヲ繼續シマス

九番(長松) 第五條及第七條ヲ左ノ如ク修正致シマス

第五條 身體検査ハ定期臨時ノ二種ト爲シ左ノ日割ヲ以テ之ヲ行フ但臨時検査ハ疾病

其他ノ事故ニテ検査ヲ受クル能ハサルモノヲ検査ス

毎土曜日 定期検査

毎火曜日 臨時検査

第七條 左ノ事項ニ該當スルモノハ第五條規定ノ日割ニ拘ラス検査ヲ行フモノトス

九番(長松) 第七條ノ第一項ヲ削除シ本條ヲ右ノ如ク修正致シマス

十番(小田切) 度數ヲ増シテ四回トスルハ縣會決議ノ精神ニ反キハシナイカトノ疑モ

アリマシタカ取調テ見ルニ回數ヲ増モ差支ハ有マセンカラ九番ノ増加說ニ賛成シマス

此時七番(龍岡) 着席ス會長議事進行中ノ主要ヲ七番ニ告ク

六番(門山) 九番ニ賛成シマス臨時検査ハ重モニ月經過ノ不定ナルノテ必要カアリ殊

ニ第二項第五項ニ付必要カアリマス先ツ申サハ臨時検査ノ出來ンコトナラハ二十二日

ニ羅リタルモノカ二十日迄待ツヨウニナル ツレテハ 大ニ不都合テアル現今モ五回ナ

リ六回ナリ其都度行ツテアリマス回數ヲ増スニ付テハ自然醫師ノ手當モ増サンケレハ

ナラヌ傾向ニナリマスカ此レハ次年度カラ施行セラレテモ ヨントコロナイカ現在モ

行ヒアルハ只今申述フル通りテアルカ是非年度過キニハ實行アルヨウニオ含置キテ願ヒマス

七番(龍岡) 九番コ一寸オ開キシマスカ疾病事故トハ疾病ノ事故ノヨウニ思ハレマスカ矢張り「其他ノ」事故テアリマスカ

九番(長松) 左様テス矢張り其他ノ事故ト挿入スルノテアリマシタ
十番(小切田) 五番(白田)九番ニ賛成ス

此時十五番(黒川)着席會長ヨリ議事經過ノ要點ヲ告クルトコロアリ

七番(龍岡) 午前會ニ八番ノ説モアリマシタ様テシタカ「及出所」ヲ削ルコトニ賛成シマ
ス本員ヨリ斯ク述フルハチトヘンニ思ハル、向モアリマシヨウカ當時本員ハ不在デア
リマシテ大体ハ主任ニ申合メ置キマシタカ字句等ハ今申ス通り本案成立ノ際不在デア
リマシタカラ一寸御心得置キテ願マス

會長(横山) 採決致シマス第五條九番ノ修正ニ賛成ノ方ハ起立テ願ヒマス
起立 多數

第六條ノ「及出所」ヲ削ル八番ノ説ニ賛成ノ方ハ

起立 多數
第七條九番ノ修正説ニ同意ノ方ハ

起立 多數
六番(門山) 此際午前御指定ニナリマシタ委員會ノ報告ヲ致シマス第一條検査ハトアル
ヲ検査所ハト所ヲ搜入シ第三條第二ヲ軟性下疳トシ第四ノ肺ノ字ヲ取りテ「結核」トノ
ミ致シ又第六「其他營業上有害ト認ムル疾患」ト修正致シマシタ

五番(白田) 修正案ニ賛成致シマス

七番(龍岡) 諮問案テアリマスカラ發布ノ曉ニハ多少字句ノ訂正モアリマシヨウカシカ
シ可成ハ可決ノ儘發布ニナル様ニ願ハシイノテスカラ字句モ豫メ訂正シ置キタイ考テ
アリマスカ此ノ疾患々々トアルノヲ悉ク疾病ト致シタイモノテスカ患ト病トハ違ヒマ
スカ

六番(門山) 疾患ハ別ニ新字句テハアリマセンノテ警視廳ナトテモ疾患トアルヨウテス

コレハ疾患テモ疾病テモ意味ニ關係ハナイテツマリトチラテモヨイノテス

七番(龍岡) 此ノ患トアルノヲ病ト修正シマス

五番(白田) 八番(岡田)ソウナレハ煩ハシクアリマスカラ三讀會ニ御提議然ルヘシ云々

七番(龍岡) 左様致シマス

會長(横山) 一條三條修正説ニ同意ノ方ハ起立

起立 多數

五番(白田) 此際建議カアリマス藝妓仲居等ノ身体検査ハ梅毒防遏上至極必要ノモノト

思ヒマスカ府縣限リ検査チスル即チ認定検査チスルト云フコトヲ規定スルハ出來マイ

ト思ヒマスカ若シ出來得ルナラ認定検査ノ規則ヲ制定アラソコトヲ希望致シマス若シ

出來ソナラハ其筋ヘ建議シ是非制定ノ遲ヒニ至ルヨウ致シタイモノテス

會長(横山) 二番ノ建議ト共ニ此ノ一號案決了後ニスルコトニ致シマシテハ如何テスカ

各員異議ナシト決ス

會長(横山) 第八條第九條第十條マテ會議ニ付シマス朗讀ハ省キマス

此時五番(白田) 退席ス

八番(岡田) 此ノ九條ハ削除シタイノテス休業中ニ身ヲ賣ルト云フヨウナコトハ實際ア

ルマシキコトヲ推察上カラ斷定ナド云フノハドモ融テアル休業中ハ娼妓トハ申

セ真人間テアルノニ矢張り營業中ノモノト同様ニ検査スルト云フハ法ニ合ハソコトテ

何ニモソ一推察ト云フ側カラ規定スルノハ不必要テアリマスカラ此ノ九條ハ削除スル

カ適當ト思ヒマス

六番(門山) 休業者ニマテ及ホスノカ酷テアルヨウニ思ハレマスカ決シテ酷ナ譯テハナ

イノテス又タ休業中身ヲ賣ルト云フ推察カラ本條ノ必要ハ出來タノテハナイ實際往々

ニアルコトヲス微毒ニ罹リ驅微院ニ入ルノヲ嫌ヒマシテ休業シ不充分ナル療養チスル

傾向カアルノテ實際娼妓ニ微毒患者カアルモ表面上患者カナイヨウニナルテ本條ハ實

ニ必要テアリマスカ休業中ト雖モ貸座敷内ニ寓居スルモノハ本則ニ依リ検査ヲ爲スコ

トアルヘシ位ニシテ必スシモ行フト確然シ置カンヨウニ規定シアルノカ至極必要テア

リマス

七番(龍岡) 第九條ノ主眼ハ微毒ノ如キ瞬間ニ現ハルルテハナク日數總テ發生スルテ是非本業ノ規定カ必要テアリマスカ八番カ單ニ推察ノ上カラ酷ナル規定ヲ設クルヨウニオ述ニナリマシタカ決シテソウテハナイノテス

八番(岡田) 營業セン者迄モ検査スルト云フコトハトウシテモ酷タ休業中ハ娼妓ヲハナイ只ノ人間ト云フテモヨイソレニ娼妓ト云フ名ニ拘泥シテ検査スルノハ實ニ不穩當テアル本員ハ飽迄モ本條ノ削除ヲ希望致シマス

會長(横山) 八番、六番ノ説ハ議事規則第十二條ニ依リ議題トナリマセヌ第八條第九條第十條採決シマスカ原案賛成ノ方ハ

起立 多數 (五名)

會長(横山) 第十一條ヲ討論ニ付シマス

八番(岡田) 此ノ前項ノ場合云々ハ第九條ニ在ル休業中ノモノテモ寓居ニ就テ検査スルノテスカ

番外一番(生沼) 御意見ノ通りテス

六番(門山) 原案ニ賛成シマス

八番(岡田) 前項ノ場合云々ヲ削除シマス醫師ノ診斷書アルニモ疑ハシイ樓主ノ證明モ怪シイト飽マテ疑ヲ容レテ寓居ニ就キ検査スルノ必要カアリマセン若シ虚偽ノ診斷書ヲ造リ證明ヲスルモノカアツタナラ相當ノ處分法カアルノテ最初カラ醫師ヤ樓主カ偽リモノトスルノカ酷テアル此レハ削除センケレハナランテス

七番(龍岡) 十一條ノ検査ノ當日疾病「其他」ト挿入致シマス八番カ頻リト論セラレマシタカシカシ事實ハナカナソウハイカン徴兵検査上ニモアル通りテ單ニ此規則ハガリトハ云ヘナイカラ此ノ儘ニ致シ置キタイモノテス

會長(横山) 七番、八番ノ説ハ十二條ニ依リ成立ナマセンテ「此時九番(長松)御採決ニナルナラ七番ニ賛成シマス」然ラハ七番ノ其他」挿入説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立 多數

會長(横山) 最早三時ニモナリマシタカラ本日此レテ停會致シマス

三月二十四日午前第十時開會

欠席 二名

本日知事並書記官事故アリテ出席セス知事ノ指定ニヨリ會員岡田是行會長席ニ就ク
會長 知事ノ指定ニヨリ本員會長ヲ代理シ是ヨリ會議ヲ開ク

會長 第一號議案ノ第二讀會ノ續キニテ第十條ヨリ第十五條マテ同時ニ討議ニ付ス

二番(中目) 十二條ハ原案ニ賛成ス

六番(門山) 第十三條ニ付左ノ如ク修正案ヲ提出ス

「第十三條 警察醫檢査ヲ終了シタルトキハ、檢査證ニ疾病ノ有無ヲ記シタル證印ヲ押捺シ下付スヘシ」

此理由ハ從來ノ方法ハ檢査證ニ有毒無毒及月經全治トノミ押捺セシモ今回第二條ノ規定ニ依リ種々ノ病名アル様ニナリタルヲ以テ自然繁雜ニナリタル故ナリ

尙第十五條ニ付左ノ如ク修正案ヲ提出ス

「第十五條 貸座敷取締ハ出所者及欠席者ヲ記スヘキ娼妓ノ名簿ヲ製シ派出ノ警察官

吏ニ差出スヘシ」

之ハ原案大體ノ主旨ト異ル事ナキモ原案ノ文章ハ過去ノ意ニ書キアルヲ以テ實際ノ主旨ニ反シ不都合ナルヲ以テ修正セントスル所以ナリ

十一番(田中) 六番ヨリ修正案ヲ提出セラレタルモ原案第十三條ニ病名ト掲ケタルハ何某ハ何病ニ罹リシヤヲ知ルノ要ニシテ修正案ノ如ク改訂ヲ加フルトキハ其主旨ヲ貫ク能ハス且六番ハ繁雜ニ涉ルヲ以テ修正シタキ旨主張セラル、モ豫メ何病何病ト各種ノ印判ヲ調製シ置クヲ以テ之レヲ檢査證ニ押捺スルノミニシテ格別繁雜ノ事ナシト思考ス

六番(門山) 十一番ニ答ヘン第二條ノ疾患者アルコトヲ認知シタルトキハ其旨警察官ニ申報スヘキ規定ナルヲ以テ別段檢査證ニ各病名ヲ記ササルモ差支ヲ生スルコトナカルヘシ

七番(龍岡) 番外ニ問フ現今ノ取扱ニテハ檢査所ニ病名ヲ記シタル原簿ノ如キモノ、備付アルヤ

番外一番(生沼) 現今貸座敷取締ハ娼妓ノ名簿ヲ設備シ之ニ有毒無毒ト記載スルコトニナリ居レリ

七番(龍岡) 六番ノ第十五條修正案ニ賛成ス

尙第十條ハ文章ノ体裁ヲ正ス爲メ左ノ修正案ヲ提出

「第十二條娼妓ニハ検査證ヲ下付ス其證ハ受檢ノ際携帯シ警察醫ニ差出スヘシ」

五番(白田) 七番ノ第十二條修正案ニ賛成ス

十四番(雄倉) 番外ニ問フ検査證ハ兼テ娼妓ニ渡シ置キ検査所ニ出頭ノ際携帯セシムルモノナルヤ

番外一番(生沼) 然リ

十四番(雄倉) 然ラハ七番ノ修正案中「豫メ」ノ二字ハ原案ノ如ク必要ナルヘシ

又六番ニ照會ス第十五條ノ修正案ヲ左ノ如ク改メテハ如何

「貸座敷取締ハ娼妓ノ出席及欠席者ノ名簿ヲ製シ検査毎ニ派出所ノ警察官吏ニ差出スヘシ」

六番(門山) 十四番ノ照會ニ應ス

十一番(田中) 十二條修正案ニ付七番ニ賛成ス

十五番(黒川) 第十五條ニ付左ノ如ク修正案ヲ提出ス

「貸座敷取締ハ第一號雛形ノ名簿ヲ製シ警察官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ」

其理由ハ何日ノ検査ニ何某カ何病氣罹リシヤヲ知ランニハ検査證ニ據ルノ外途ナキヲ以テ差支テ生スル事ト思考ス故ニ如斯修正シ雛形ハ娼妓ニ下付スル處ノ検査證ヲ基本トシ警察官ノ檢閲ニ供スルトキハ大ニ便宜ナルヘシ

七番(龍岡) 番外ニ問フ此名簿ハ只娼妓カ検査所ニ出頭セシヤ又ハセサリシヤヲ見ルヘキ主旨ナルヤ

番外一番(生沼) 然リ

七番(龍岡) 先ニ六番ノ修正說ニ賛同セシモ之ヲ取消シ更ニ第十五條ニ付左ノ修正案ヲ提出ス

「貸座敷取締ハ欠席者ノ姓名ヲ届出ツヘシ之ハ此帳簿カ只娼妓ノ出席欠席ヲ檢スルノ

ミノ用ナレハ欠席者ノ姓名ヲ届出ツレハ自然出席者ハ了知シ得ルヲ以テ斯ク修正スル
トキハ輕辨ニ其目的ヲ達シ得ル事ト思料スルヲ以テナリ

十一番(田中) 種々ノ修正説アルモ之畢意繁雜ヲ除キ且明瞭ヲ得ルノ主旨ニ過キスト思
考ス故ニ左ノ如ク修正セハ可ナラン

第十三條ニ二項トシテ追加

「娼妓ハ前項ノ検査證ヲ派出ノ警察官吏ニ差出スヘシトシ」第十五條ハ削除トス

七番(龍岡) 十一番ニ問フ十五條ヲ削除スルトキハ何ニ依テ欠席者ヲ知ルヤ

十一番(田中) 第十一條ニ依リ欠席届ヲ差出スヘキ規定アルヲ以テ之ニ判明ス

會長 種々ノ修正案アリテ混雜スルヲ以テ此ニ採決スルヨリ寧ロ委員ヲ撰定審議ノ上付
議スル事トセハ如何

六番(門山) 委員付托ニ同意

會長 別ニ異議ナキヲ以テ此ニ關係アル第十六條モ同時ニ委員ニ付托スル事トス

五番(白田) 委員撰定ハ會長ニ委任シタシ

會長 然ラハ委員ヲ五名ト定メ二番六番十一番十四番十五番ヲ撰定ス

會長 暫時休會于時午前十時五十分

午前十一時十分開會

會長 之ヨリ開會ス

六番(門山) 委員審査ノ結果ヲ報告ス

第十三條ニ左ノ一項ヲ追入ス

「娼妓ハ前項ノ検査證ヲ派出ノ警察官吏ニ差出シ檢閱ヲ受クヘシ」トシ第十五條ヲ削除
ス

會長 委員ノ修正案ヲ原案トシ會議ニ付ス

會長 別ニ異議ナクハ採決セン只今原案トナリ居ル處ノ委員ノ修正説ニ同意ノモノハ起
立

起立 多數

會長 委員修正案ニ決ス

會長 第十七條ヨリ全部討議ニ付ス

五番(白田) 第十七條ハ不必要ト信スルヲ以テ削除シタル其理由一讀會ノ折衷述シタリ

四番(高桑) 五番ニ賛成ス

七番(龍岡) 第十七條ヲ左ノ如ク修正シタリ

「本條第二項ヲ削除シ一項(但山形市米澤市及酒田町ノ貸座敷ハ此限リニアラス)ト但書ヲ加フ」尙第十八條中「第十七條」ノ四字ハ削除ス

其理由ハ山形米澤及酒田ハ貸座敷カ同一ノ區畫内ニアルヲ以テ別段付添人ヲ置クノ要ナキモ其他ハ諸々ニ散在セルヲ以テ検査所ニ出入スル途中ノ取締上付添人ヲ要スルヲ以テナリ第十八條ノ修正ハ自然ノ結果ニシテ別ニ説明ヲ要セサルヘシ

一番(加藤) 七番ノ修正案ノ如クナレハ付添人ナク娼妓カ検査所ヘ出入スルモ別ニ制裁ナキヲ以テ條文ノ主旨ヲ貫ク能ハサルヘシ如何

七番(龍岡) 其制裁ハ娼妓取締規則中ニアリ

十四番(雄倉) 七番ニ賛成

六番(門山) 七番ニ賛成

一番(加藤) 七番ニ賛成

十五番(黒川) 第十八條中「第十條」ノ三字ヲ削除シタリ何トナレハ第十條ハ娼妓カ疾病治療ノ際届出ノ事ヲ規定シタルモノナルカ若シ其規定ヲ反キ届出ヲ怠リタリトスルモ何等ノ弊害アルヲ發見セサルナリ故ニ之ヘハ制裁ヲ置クノ必要ナシト認ムルヲ以テナリ

一番(加藤) 十五番ニ賛成

會長 採決セン

五番提出ニ係ル第十七條削除説ニ同意ノモノハ起立

起立 少數

會長 少數ニ付五番ノ削除説ハ消滅トス

會長 七番ノ提出ニ係ル第十七條修正案ニ同意ノモノハ起立

起立 多數

會長 七番ノ修正案ニ決ス

會長 正字ニ付休會

三月二十四日午後一時十分開會

欠席 四名 (一番、七番、十番、十二番)

會長 事故ノ爲メ八番(岡田)會長席ニ着ク

會長(岡田) 第二號議案ノ第二讀會ヲ開キマス第一條第二條ヲ討議ニ付シマス朗讀ハ省

キマス

二番(中目) 第一號案カ濟ミマシタテ本員ノ建議案ニ移ラル、ヨウ願ヒマス

會長(岡田) ソウナツテ居リマスカ

二番(中目) 建議案ハ何分突嗟ノ間テ成文上穩カナラマ處モアリマスカラ他良策アルナ
シ」ノ下故ニ山ノ邊、大石田、東根、藤島、狩川、金山、向町、小坂町等ニ貸座敷、許可ヲ與

フルニ至ラハ漸々本病ノ減少ヲ見ルニ至ラン」ト修正ヲ加ヒタイノテスカラ其ノ才積
リニ願ヒマス

花柳病防禦ノ件ニ付建議

抑モ我國ノ醫學ハ日猶淺キニモ不拘長足ノ進歩ヲナセルハ夙ニ歐米諸國ノ驚愕スル處タ
リ嗚呼此時ニ當テ吾人醫學社會ノ近來最モ甚シク憂フヘキモノアルヲ發見スルヲ如何セ
ン之レ他ナシ彼ノ花柳病蔓延之レナリ若シ今之レテ濟フト雖モ猶且ツ晩キニ過クルノ嫌
ヒナシトセサルナ况ヤ此儘放任シテ等閑ニ付シ去ルカ如キコトアラハ他日大ハ國家ノ消
長兵力ノ強弱ニ關シ小ハ各自ノ生命財產等ニ關シテ不知不識大ナル不幸ノ位置ニ陥ルカ
如キ火ヲ見ルヨリモ明カナリ

近來我國ノ本病毒者即チ痲病軟性硬性下疳ノ年々歳々蔓延増加スルヲ耳ニセリ現ニ我山
形縣下ノ如キモ數年來年ヲ追ヒ月ヲ重ヌルニ從ヒテ非常ニ蔓延増加スルヲ目撃スルコト
予カ數年來ノ實驗ニ徴シテ詳カナリトス豈歐米諸國ニ對シテ耻チサルヘケンヤ倍テ同病
蔓延増加ノ原因ハ恐クハ密ニ淫ヲ嚮クモノ、益々彷徨跋扈スルニ基因スルナランカ果シ

テ然レ此病毒ノ傳播ノ防禦スル 他良策アルナシ故ニ山ノ邊、大石田、東根、藤島、狩川、金山、向町、小坂町等ニ貸座敷ノ許可ヲ與フルニ至ラハ漸々本病ノ減少ヲ見ルニ至ン

右謹テ建議ス
建議御採納可決スルニ至ラハ本趣旨ヲ以テ本會ヨリ知事ニ建議スル事

地方衛生會員

明治三十一年三月

中 目 顯 俊

地方衛生會長押川則吉殿

六番(門山) 一寸十一番ニオ聞キ申シタイカ本員ハ二番建議ノ精神ニハ賛成シテナリマ
スシカシ實際行フト云フコトニツキマシテハ其局ニ當ル其ノ人ニアラサレハワカラフ
コトテアルニ番ノ旨意ハ現在宅地ノ許可テアルカ將々下等貸座敷ヲ許可スルノテアル

カ此レハ十分町重コ練リ利害得失ヲ圖ツテソシテ實施センケレハナラヌノテ直ニ全体
ニ賛成ヲ表スルコトカ出來ナイ充分調査ノ上トシ先ツ當會期ハ延期セラレタキモノテ
ス此レハ重大ノコトテスカラ

十一番(田中) 本員ハ本日始メテ出席シマシカ只今二番ノ修正カアリマシタノト六番
ノオ説トテ略ホ建議ノ様子カラカリマシタカ窮屈ナル制限ヲ破リテ増加スルト云フノ
ハ至難ノ問題テ内地雜居セ不日ノコトテアル今日ニ於テハ六番ノ説ノ通り余程考案ス
ヘキコトテアロウト思ヒマス

二番(中目) 旨意ノ足ラヌ處ヲ一寸遮ヘ置キタウ御座リマスガ

此時押川知事會長席ニ七番(龍岡)八番(岡田)議席ニ着ク

二番(中目) 第一目的ハ花柳病ヲ防クニアルノテ年々蔓延スルノハ衛生課ニテモ關ヘラ
レマシタロウカ非常ナ速力ヲ以テ蔓延シマシテ統計上ニ依リマシレハ單ニ山形縣ノミ
テハナク他縣モ矢張り蔓延スルノテスカ一昨年兵庫ノ高橋醫師ヨリ調査書ヲ贈ラレマ
シタカ三四年以前テサイ非常ナ數テアリマシタ此ノ蔓延スルノハ檢徴ノ不完全カラ來

タモノテハ決シテナイ酌取女ナト密淫賣ノ媒介ラシイ此ヲ防クニハ繁華ノ地へ公娼婦
 ナ許スホカナイ追々減少スルト云フ制限縮少説モアリマスカ區劃ヲ定メドシク許ス
 カヨイト思ヒマス内地雜居テアルノ風俗上タノトノ議論モアルカ許シアル目下ノ制ヲ
 廢スルナラ格別花柳病ヲ防クニハ是非増許スルカ至當ト思ヒマス明治九年前ナトハ鼻
 カナイモノモ澤山テ女郎ヲ買ツタ結果タトカ金ヲ遣ツタ報ヒタトカ隨分喧カマシイ噂
 ノ起ツタモノテアリマシタカ檢微實施セラレタ以來非常ニ其數カ減少シマシタカ今日
 猶ホ一層區劃ヲ擴張セラレタナラ明治九年ノ當時ト同様ニ其數ノ少ナクナルノハ明瞭
 テアリマス花柳病ノ蔓延ハ公娼婦テナク所謂密賣淫酌取女ノ取締上ト考イマステ本案
 ナ建議致シマシタ譯テアリマス

十四番(雄倉) 二番ノ建議ハ宜敷事カモ知リマセンカ許可區域ヲ押弘ムルト云フコトハ
 容易ナラヌコトテアルカラ次期マテ宿題トシテ案ニ移リタイモノテス

七番(龍岡) 建議案ヲ議スルヤ否ニ付御採決ヲ願ヒマス

二番(中目) 此レハ公衆衛生上一日モ忽ニスルコトカ出來ナイコトテ止ムナク建議ニ及

ヒマシタトウカ御賛成ヲ願ヒマス

會長(押川) 二番ノ建議案ヲ議スルコトニ賛成ノ方ハ起立

起立 一名

五番(白田) 二番ノ建議ハ賛成者ナキ爲メ遂ニ消滅シマシタカ本員ノ建議モ賛成ナキタ

ニ消滅スルテハ残念テアル是非賛成ヲ願ヒマス

八番(岡田) 淫賣ノ認定檢査規定ハ必要ト考イマステ五番ニ賛成シマス

會長(押川) 五番ノ建議ヲ議スルコトニ同意ノ方ハ起立ヲ乞ヒマス

起立 三名

會長(押川) 少數ヲ消滅シマシタ此レヨリ二號案ニ移リマス第一條ヨリ六條マテ朗讀ハ

省キマス

九番(長松) 第二條ヲ「産婆營業ヲナサントスル者ハ内務省免狀寫若ハ本縣免狀寫ヲ添

へ縣廳へ届出へシ」ト修正シ第一項第二第三項ヲ削除シタイ考ヒテアリマス此レハ試

験規則ニモアル故別ニ列記スル迄モナクツマリ重複ノ嫌カアリマステ削除スルノテア

リマス

八番(岡田) 六番(門山)九番ニ賛成ス

七番(龍岡) 本縣ノ免狀ヲ有セスシテ他府縣免狀ヲ有スルモノハ届丈クテハ出来マスマ
イ各縣區々ノ制度テアリマスカラ原案ノ通り願出ルノ必要ハアリマス

九番(長松) 本縣ノ免狀ヲ有スルモノハ無論願出ルノ必要ハナイノテ又他府縣ノ免狀
ヲ有スルモノモ必ス本縣ノ試験ヲ受クルコトハ必要認メンノテ單ニ届出テ、ヨロシイ
ト思フノテス

番外一番(生沼) 第一讀會ニ於テ明瞭ニ演ヘ置キマシタカ尙ホ重複ヲ厭ハス一寸演ヘ置
キマス開業試験規則ト取締規則トハ全然別テアルト云フコトヲ心得テモシイタイノテ
ス最初起草ノ際ニハ同一規程ノ中ニ兩樣書キ納レル考モアリマシタカ斯ク別々ニ致シ
マシタ九番カ届出ノミテ開業スルト云フ至ツテ單簡ナ手續ヲ知事カ試験ノ上及第ヲ認
メテ置キナカラ更ニ開業ヲ願出ルト云フハ重複ノ手續ノ様テハアリマスシカシ開業
スルノ資格即チ及第セシモノテモ願出ルノ必要ハアルノテ又詮衡ノ上許可スルコト

モ本縣ノ試験ヲ受クモ他縣ニ於テ己ニ開業セシモノニ特別ノ規程モシマシタカ各縣
ノ程度ニ違フモンテスカラ皆 届出テノミテヨロシイトハ云ハレナイ至張 願出テサ
スル必要ハアリマス

九番(長松) 只今番外ノ事述ヘニナリマシタノハ少シ判然シマセヌカ及第シテ資格カ出
來テ尙ホ願出テ、開業スルト云フソウ云フ重複ノ手續ヲ掛クサスルマテモタイコトテ
原案ノ一項ノ及第證ト云フコトノナイ故他縣ノコトニマテ關聯シマスカ此處ハ矢張り
届出サスルノテ充分テアリマシヨウ

十一番(田中) 番外ノ述ヘシ通りテアリマスカ此處ニ及第證ト挿入シタイノテ本案起
草ノ際ハ實ハ取込ノ時テ字句ナトハ穩當ナラヌ向モアリマス本條ハ實力調査ノ精神ヲ
アリマシテ漸次産婆ヲ改良シテツマラヌ産婆ハ出シタリナイ考ヒテ又九番ノ說モア
リマスカ此レハ四條ノ取除ケテ設ク置キマシタカ四條ト二條トテ免狀ヲ與フルノテ願
出ルコトハ矢張り必要アルノテ内務省ノ分ハ届出ノミテヨロシイコトハ無論テスカ他
府縣ノ免許者ヲモ届出ノミテ直ニ開業スルト云フノハ穩當アナイ本條ハ願出ルノ必要

アルノテス

八番(岡田) 十一番ノ説ハ理屈ニアリマ譯テ内務省ノ免狀ヲ持ツテ居ルモノハ届出ノミテヨイニ縣ノ免狀ヲ持ツテ居ルモノハ更ニ願出テロト云フヨウナコトハ理屈ニアラヌ番外ヨリノ説明モアリマシタカ及第證ヲ與ヘス直ニ開業免狀ヲ與フルカヨロシイツマラヌ者ハ産婆ニナルト云フコトハ願出ト届出トノ間ニ差違ノナイコトテ及第シテモ願ハンケレハ開業ハ出来ナイト云フハ窮屈ナリ複雑ナル規定ハ何ニモ必要ナイコト、思ヒマス

十四番(雄倉) 他府縣ノ免狀ヲ持ツテ居ルモノハ直ニ許可スルノテスカ又試験ナスルノテスカ

番外一番(生沼) 後段ノ通りテス

十四番(雄倉) 免狀履歷サイアレハ他府縣ノ學校ヲ卒業セシモノハ試験ヲセスモ直ニ開業サスルニ差支ハナイ別ニ試験ノ必要モナイト思ヒマスカシカシ届出ノミテ開業スルト云フハイカナイ矢張り願出ツルカ穩當テアル

九番(長松)

試験モ入ラヌト云ハル、十四番カ願出云々カチカシイ他府縣ノ制度カ區々タルコトハ番外ノ説明モアリマシタカ先刻修正シマシタ通り簡短ナ手續テ差支ハナイト思ヒマス

十五番(黒川)

内務省免狀本縣免狀他府縣トノ三途アルカ本條起草ノ主旨モ判然シマスカ本縣テ試験ノ上及第證ヲ與ヒシモノニ再ヒ審査ノ必要モアルマイソレヨリ始メカラ及第證ヲ與ヒスニ直ニ開業免狀ヲ下付スルハ重複ノ手數ヲ省キ且ツ別ニ不都合モナイト考ヒラル、テ本員ハ九番ヲ賛成シマス

十一番(田中)

及第證ハ及第證テ開業免狀トハ違ヒ居ルト云フコトニ御心得置キテ願ヒタイモノテス及第證ヲ得タナラ願ヒモセンテ直ニ開業スルト云フコトハ簡短ナル手續テアルカ事實上差支ハアルノテ及第證ヲ得ル手續ト開業免狀ヲ得ル手續トヲ混淆スルコトハ出来ナイ譯テス

此時十五番(黒川) 退席ス(二時十分)

九番(長松) 別ニ試験規則ニ在ル通り及第シモノヲ更ニ願出ルコトノ必要ハ決シテ認

メモセン

會長(押川) 第一條ハ別ニ意見モナシテ原案ニ決シマス第二條ノ九番修正説ニ賛成ノ方ハ起立ヲ乞ヒマス

起立 八名 多數

第三條ハ別ニ賛成者モナイテ又四條五條六條ハ原案ニ決シマス此レヨリ第七條カラ第九條マテ

二番(中目) 第七條ハ殊更掲ケルマテモナイコトテ産婆ハ藥劑ヲ投スルコトカナイカラ削際シクイ若シ藥劑ヲ投シタナラ別ニ立派ニ法律カアルカラ本條ノ規定ハ蛇足ト思ヒマス

八番(岡田) 第八條ヲ削除シタイモノテ産婆ハ産科器械ヲ使用スルハ無論ナコトテ寧ロ器械ヲ使用スルカ危険アラ産婆ヲ許可シナイノカヨイト思ヒマス第七條存シ置クカヨイ此レハ産婆ヨリハ家人ニ往々アリカナレハ規定シ置クカヨイト思ヒマス

七番(龍岡) 二番ノ七條削除説ニ賛成モアリマセンカ一寸逡ヘテ置キマスカ醫師其人カ

當然爲スヘキコトヲ他人カ行フトキハ刑法ノ制裁モアリマシヨウカ此レハ刑法以外ニ屬スニ譯テアルカラ本條ハ矢張、必要ノ規定ニ又第八條ハ成文上穩テナイノテ臍ノ緒ヲ切ルコトモ出来ンヨウニ見ヘマスカ産婆カ爲スヘキコトマテサセント云フ本條ノ精神テハアリマセンソレコヘ「産婆ハ醫師ノ施スヘキ手術ヲ爲スヘカラス」ト修正シタナラ精神モ明瞭ナリ成文上モ穩テアルト思ヒマス

十四番(雄倉) 七條ハ原案ニ賛成シマス第八條ニ付キマシテハ一讀會ニ於テモ述ヘマシクカ此レハ七番ニ賛成シマス

六番(門山) 八番ノお杞憂ハ入ルマイト思ヒマスカ産科器械ト明ニスル以上ハ判然疑ノナイコトテ願正ノ産ニハ無論産婆カ器械ヲフリ廻ハスコトモナイ醫師ニハ醫師ノ手術産婆ニハ産婆ノ手術カアル故七番ノ修正ハ簡ニシテヨロシイ七番ヲ賛成シマス

十一番(田中) 七番ノ説 意味ハ至極ヨロシイカ産科醫師ノスルコトモスルナト云フヨウニナリテハ少シ掛念ノ處ニアリマス

六番(門山) 産婆ハ分娩ヲ助クル迄テ産婆ト云フヨリハ寧ロ助産婦ト云フノカ適當デア

ル産ハ岡トノ疾病テハナイ速産ヲ促ス迄ヲ産科醫ハ異産ノ時ニ始メテ手術ヲ施ス
モノテ普通ニハ醫師ノナスヘキコトテハナイノテアリマス

會長(押川) 第七條削除説ニハ賛成モアリマセンテ此レハ原案ニ決シマス第八條七番ノ
修正ニ賛成ノ方ハ起立ヲ乞ヒマス

起立 六名 多數

第九條ハ原案ニ決シマス

會長(押川) 第十條ヨリ十五條マテ會議ニ付シマス朗讀ハ省キマス

七番(龍岡) 先年事實上十條ノ必要カアリシヤニ聞取リマシタカ番外一番若ハ十一番ヨ
リ一應承知シタイガ

番外一番(生沼) 出産ニ立合ハンテ出産證ヲ與ヘ墮胎ヲ爲シタル向モアリマシテ當時此
條ノ必要カアリマシタノテス危害カアルノミテハナク正當ノ申立チセンノテ諸般ノ不
都合カアルノテス又統計上ノコトナトニ付テモ諸雜ヲ來スコトモアリ現行規則ニ於テ
モアル通リテ別ニ本條ハ改メテ規定シタ譯テハアリマセン

十四番(雄倉) 十條ハ必要ヲ認メマセンテ此レハ削除致シタイノテス

八番(岡田) 十四番ニ賛成致シマス職務上ノ秘密ヲ洩ラストキハ罪科ニ問ハルルノテ茲
ニ斯ク規定シタナラ彼是レ抵觸スル譯テアテラヘモコナラヘモ板挾ミニナル様テハ困
ルテアリマセンカ若シ番外ノ出産證ニ關スルコトノ如キハ出産届ノホウヘ明記スルカ
ヨロシイノテス

番外一番(生沼) 八番ノ説ハチト聞取レンコトテ刑法上ノ誣告罪トカ偽證罪隱私漏告ト
ハ事違フノテ一家ノ秘密ト云フコトテハ決シテナイノテ誰人ニモ明カシ差支ナイコト
ヲ偽リタテスルト云フ場合ナノテソナラ墮胎云々ノ九條モ必要ニナリマシヨウ漏
告ト混淆サントテハ困ルノテス本條虛偽ノ文字ハ穩カテハアリマセンカ穩當ナル文字ヲ
見出サンノテ發來ノ文字ヲ因襲シマシタノテイト耳サワリハ致シマスカソト云フ譯テ
ハアリマセン

七番(龍岡) 番外カ述フル如ク穩私トハ趣テ異ニシテ居リマス醫師ノ規則ニモ矢張り斯
ノ如キ規定ニナリ居リマシテ本條云フ處ハ刑法以外ノコトテアリマスソレト此レトチ

一様ニ論シテハイカヌノテス

十四番(雄倉) 縣令トシテ發布サルルニ此ノ十條ハ實ニ体裁カワルイ相當ノ學識モアリ
社會ノ德義ノ如何ナルコト法律ノ何物タルチモ知リ居ルモノニ對シテウンチツカズホ
ントウニ述ヘヨト云フ様ナ不安心ノ者ナラ豫メ許可セヌコトカ縣知事ノ權内テ出來ル
カラ本條ハ削除スルカヨイト思ヒマス

七番(龍岡) 十條ヲ始メテ設ルコトテハナク從來即チ現行規則ニモアル通りテ別ニ耳
新フシキ譯テアリマセン若シ刑法ト抵觸スル様ナコトアラ内務省テ地方官會議テ
取消スカ内務省テモ打消サンノカ是トシ置クノテス獨リ本縣ノミテハナク社會ハヨイ
モノノミテハナク本條ハ取締上必要アルノテス

十一番(田中) 一昨年タカ本條ノ必要ハ實際アリマシタゴトテ且戸籍上届洩レコ關スル
コトニ必要モアリ死体分屍モ檢案ナケレハ不都合ノコトアリテ無籍者ヲ産婆カ死体檢
案スルナト行政ノミナラス其發見上必要ハ實ニアルノテアリマシ十四番ノお説ノ如ク
願クハ目下ノ如キ産婆ノ程度テナク少一步ヲ進メ本條ノ不必要見ルコトノ一日モ速

カレト希望シマスカマタン云譯ニハマイリマセンノカ發念テス又八番ノ法律論カ
チト聞取レンお説ア本條ハ取締上必要ノモノテアリマス

八番(岡田) 十一番七番番外カラ頻リト論セラレマシクカ營業上トアルカラ私生兒ノ親
ヲ問フトカ藝妓ノ子カ怪ジイトカソレハ如何ナルコトト云ノ制限モナイ廢殺ナトニ付
テハ別ニ刑法ニアルノテ必要ハナイ刑法 惡イコトヲスレハ罰スルト云フコトハア
ツテモ本縣ニハ七八百人ノ泥棒カ始終監獄ニ絶ヘンヨウナ譯テアルカラ十一番ノヨ
ナ心配モアルカ又ハ他人ニ對シ云々トアルカ此ノ他人カトウシテモ埋屈ニアハヌモ少
シ文句ヲ明ニスルカヨイト思ヒマス

十一番(田中) 私生兒ナトノコトテハナイノテ正當ノ事田ヲ指スノテ秘密ヲ發クト云フ
コトハ毛頭本條ノ主眼チヤナイノテス

會長(押川) 第十條削除説ニ賛成ノ方ハ
起立 三名

會長(押川) 少數テアリマス 第十一條ヨリ第十五條マテ別ニ異見モアリマセンテ原案ニ

決シマス次ハ第十六條

二番(中目) 二條三條トアルモ此レハ届出ニナリマシタカラ制裁ヲ付スル迄モナイト思ヒマスヲ削除致シマス

會長(押川) 第二條モテスカ

二番(中目) 免狀ヲ持チシ者カ届出ヲ怠リシトテ制裁ヲ付スルハ酷テアルテ削除

五番(白田) 二番ニモ聞キシマスカ届ケス營業シテモ差支ナイノテスカ

八番(岡田) 届出テスモノニ制裁ナクハ届モセスニ産婆ヲヤルヨウニナリマスソ

會長(押川) 二番ノ二條三條削除說モアリマスカ賛成モアリマセンテ原案ニ決シマス

會長(押川) 此レヨリ第三號議案ノ二讀會ヲ開キマス一條ヨリ六條マテ朗讀ハ省キマス

九番(長松) 第三條ノ乙産婆ノ下「試験及第證書」ヲ開業免狀ト修正致シマス此レハ營業

取締規則修正ノ結果デアリマス

五番(白田) 第二條ノ滿十六年以上ノ女ニ限ルヘシトアルカ男子ハ出來ヌ様ニ規定カアルヨウニ承リマシタカソナレハ別ニ女ト云フ迄モナイヨウテス

番外一番(生沼) 滿十六年以上ノ者ニ限ルヘシトスルヨリハ女トスルカ判然スルテ別ニ六ヶ敷理由モナイノテス

七番(龍岡) 男子モ許スト云學說ハトウテスカ九番ニモ聞キシタイカ

番外一番(生沼) 十三年乙號達ニ明記シテアリマス男子ノ産婆營業ナラサルコトハ

五番(白田) 「女」トスル迄モナイコトデアルカラ此ノ女ヲ削除シマス

六番(門山) 五番、九番ニ賛成シマス

會長(押川) 第一條ハ原案ニ決シマス第二條五番ノ說女ヲ削ルニ賛成ノ方ハ

起立 多數

第三條 九番ノ說ニ賛成ノ方ハ

起立 多數

第四條第五條第六條ハ原案ニ決シマス此レヨリ第七條ヨリ十二條マテ討議ニ付シマス

九番(長松) 甲種乙種ノ差別アル程度ハ委員ニ示ス譯ナスカ又程度ハ訓令トカ若ハ郡市

役所へ豫メ通牒テモサル、譯テスカ

番外一番(生沼) 訓令トカ通牒トカスル積リナルカ今ハ考案アリマセシ
八番(岡田) 本テ、モ大意ヲ示スノテスカ海軍ナトテハ漢文、何何、何ト明示シマスガ
番外一番(生沼) 縣ノ見込モアレハ何本トカ示スノ必要モアリマシヨウカ現今ノ處ハ考
案アリマセシ

五番(白田) 試験委員ハ産婆ト醫師ト共ニ命スルノテスカ
番外一番(生沼) ソウテス

十四番(雄倉) 一方ハ大意一行ハ一班トシカ難易 差別ニ過キサル譯テスカ
番外一番(生沼) 甲種、多少學術上 意味乙種ハ簡短ニ意味テアリマス

八番(岡田) 原案ヲ賛成シマスガ解剖ノ本、何ト云フコト何ハ何ト定マリ居ランテハ及
第落第ノ關係カ大ナル譯テアルカラ願ハシハ訓令ナリ通牒ナリ大体ノ處チお示シ相成
リタキモノテアリマス

會長(押川) 原案ニ決シマス第四號案ニ讀會ヲ開キマス第一條ヨリ第四條マテ、
五番(白田) 第四條ハ別ニ規定スル迄モナイヨウニ考ヒマスカタ本省ヨリ達シカア

ルヨウニ思ヒマスカトウテスカ

番外一番(生沼) 本省ヨリノ達ハ記憶ニアリマセシ

二番(中目) 製藥ハ風取リナト製造スルノテスカ

十三番(吉川) 風取ノ類ハ製藥雜藥トカテスカ製藥業ハ薄荷人參ノ類テス

五番(白田) 酒精ハ如何テスカ矢張り部内テスカ

十三番(吉川) 日本藥局法ノ規定ニ在ル如ク酒精モ矢張り製藥テス

五番(白田) 第二條「選種商ハ藥業ニ實歴アルモノ又ハ相當ノ學修アル者ニ限ル」ト修

正シマス白癩瘋癩云々ハ削除スルヲ適當ト思ヒマス

八番(岡田) 盲啞ノ人モ只今テハナカクソウ抑制スルコトハ出来マイ私共一寸盲啞院

ニ參リマシタカ案内者ハ啞テアリマシタカ字ヲ石板ニ書イテ誰人ト應接スルモ差支ナ
ト聊カモアリマセシ進歩ニ進化スルノ今日如斯規定ノ必要ハアリマスガ

十三番(吉川) 資格ヲ定メマセシモノテスカ現今ノ處テハ盲人ノ營業者セアリマシテ
事實上不都合ヲ感シタ譯テアリマス

七番(龍岡) 自由營業ノモノナラ何ニモ差支ハアリマセンカ取締ヲ要スル營業テスカラ
資格ノ規定ハ實ニ必要テアリマス

十一番(口中) 二條ハ五番ニ賛成シマス第四條ハ削除スルカヨロシイト思ヒマス無能力
者ハ相當後見人カアレハ差支ナイノテスカラ此レハ削除シマス

五番(白田) 四條削除説ニ賛成シマス

八番(岡田) 二條ハ五番ニ四條ハ十一番ニ賛成シマス

會長(押川) 第一條ハ原案ニ決シマス第二條五番ノ修正説ニ賛成ノ方ハ

起立 多數

第四條 十一番ノ削除説ニ

起立 多數

會長(押川) 第五條ヨリ十三條マテ討議ニ付シマス

番外一番(生沼) 第六條ニ在ル「逃亡」トアルノハ渾テ誤寫ニ出テシモノテスカラ其ノ也

積リニ願ヒマス又十條ノ「準據」ノ下「シ」ヲ脱シマシタカテ

五番(白田) 廢ノ字モ誤寫テアリマシヨウ

番外一番(生沼) ソレモ誤寫テアリマス御訂正ヲ願ヒマス

七番(龍岡) 十三條ハ第四條削除ノ結果トシテ第一條第三條第四條第五條第六條第七條

第八條第九條第十條トナリマスカ罰則處分モ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹

圓九拾五錢以下ノ科料ト致シタイモノテス

八番(岡田) 七番ニ賛成シマス

會長(押川) 十三條七番ノ修正ニ賛成ノ方ハ

起立 多數

他ハ原案ニ決シマス

此レヨリ第五號案ニ讀會ヲ開キシモ異議ナク原案ニ決シ當日ノ會ヲ停ム(午後四時)

三月二十五日午前十時三十分開會

欠席 一名

會長 第一號議案ノ三讀會ヲ開ク

十五番(黒川) 原案ニ依レハ検査所區畫表中長崎町ノ管轄ハ山形市ニ屬セシメタルモ元來検査ノ執行ハ警察事務ノ一部ニ異ナラサルヲ以テ其管轄モ警察ノ管轄ト同一ナラシメサルヘカラス然ルニ當時長崎町ハ東村山郡警察署ノ所轄内ニ在リテ以テ同署ノ管轄内ニアル天童検査處ニ屬セシムルヲ可ト信ス故ニ右修正案ヲ提出ス

一番(加藤) 十五番ニ賛成

二番(中ノ目) 十五番ニ賛成

八番(岡田) 十五番ニ賛成

十一番(田中) 二讀會ニ於テ第三條ノ六項ヲ修正セラレタルモ「其他營業上有害ト認ムル疾患」トアリテ娼妓自身カ營業上有害トナルヘキ疾患ニ羅リタルトキハト解スルニ至ルヘシ然ルニ本則ノ主旨タル公衆衛生ヲ保護スヘキ目的ヨリ出テタルモノナルヲ以テ斯ル娼妓一個人ノ衛生ヲ保護スヘキ條文ヲ掲クルノ要ナシ又警視廳其他二三ノ縣ニ於テ施行シツ、アル處ノ本則ヲ參照フルニ皆「傳染性ノ疾患」トアルカ如シ故ニ此六項

ハ左ノ如ク修正スルヲ可トス

六其他傳染性ノ疾患

七番(龍岡) 第三條六項ノ第二讀會修正ハ其主旨公衆衛生保護ニアル事ト思料スルモ十
一番ノ説ノ如ク條文ノ上ヨリ解釋ヲ下ストキハ娼妓一個人ヲ保護スルカ如ク見ユルヲ以テ此ニ其主旨ヲ明ニ掲グルハ必要ナリト雖モ如此項ヲ分テタル文章ニハ其他云々ト記スルハ穩當ナラスト信ス故ニ左ノ如ク修正セントス

傳染性ニシテ營業上有害ト認ムル疾患

六番(門山) 七番ニ賛成尙十五番ニ賛成

又第七條ニ第五條ノ規定ノ日割トアル「ノ」ハ「ニ」ノ誤ナラスヤ又二項ノ受験トアル驗ハ檢ト訂正スル方可ナラン

九番(長松) 第三條ノ六項ニ付修正案アルモ總テ傳染性ノ疾患トノ意ヲ包含スルカ如シ然レトモ傳染性ト認メサル疾患ニシテ往々傳染病ノ媒介ヲナスコトアリテ公衆衛生上之等ノ疾患ニ羅リタルモノヲモ取締シナスヘキ必要アリト信スルヲ以テ修正案中「傳

染性」ノ三字削除セラレノコトヲ希望ス

十一番(田中) 修正説區々ニ分ララルモ其主旨ニ於テ大同小異ニ過キサルヲ以テ前説ヲ取消シテ七番ニ賛成ス

八番(岡田) 七番ニ賛成

十四番(雄倉) 七番ニ賛成

會長 採決ス十五番ノ修正案ノ賛成ノモノハ起立

起立 多數

會長 十五番ノ修正説ニ決ス

會長 七番ノ修正案ニ同意ノモノハ起立

起立 多數

會長 七番ノ修正説ニ決ス

會長 他ニ異議ナキヲ以テ第一號議案ヲ第三讀會可決確定トス

會長 第二號議案ノ三讀會ヲ開ク

八番(岡田) 第九條ニ付キ左ノ修正案ヲ提出ス

官公署又ハ他人トアル「又ハ他人」ノ五字ヲ削ル原案ニ依レハ産婆ハ何人ヨリ尋テラレタルコトモ其答ニ責任ヲ帶フヘキ規定ナルモ如此規定ハ不必要ナラント信スルヲ以テナリ

十四番(雄倉) 八番ニ賛成

四番(高桑) 八番ニ賛成

二番(中ノ目) 八番ニ賛成

會長 採決ス八番ノ修正案ニ同意ノモノハ起立

起立 多數

會長 八番ノ修正説ニ決シ其他異議ナキヲ以テ第二號議案ノ三讀會ヲ可決確定トス

會長 第三號議案ノ三讀會ヲ開ク

同 議論ナキヲ以テ三讀會可決確定トス

會長 第四號議案ノ三讀會ヲ開ク

同 議論ナキヲ以テ三讀會可決確定トス

會長 第五號議案ノ三讀會ヲ開ク

同 議論ナキヲ以テ三讀會可決確定トス

會長 之ニテ議案ノ討議終決シタルヲ以テ茲ニ地方衛生會ノ閉會ヲ告ク時ニ正午

明治三十一年六月一日印刷

明治三十一年六月四日發行

山形縣

山形縣山形市旅籠町三百二十七番地ノ内一號

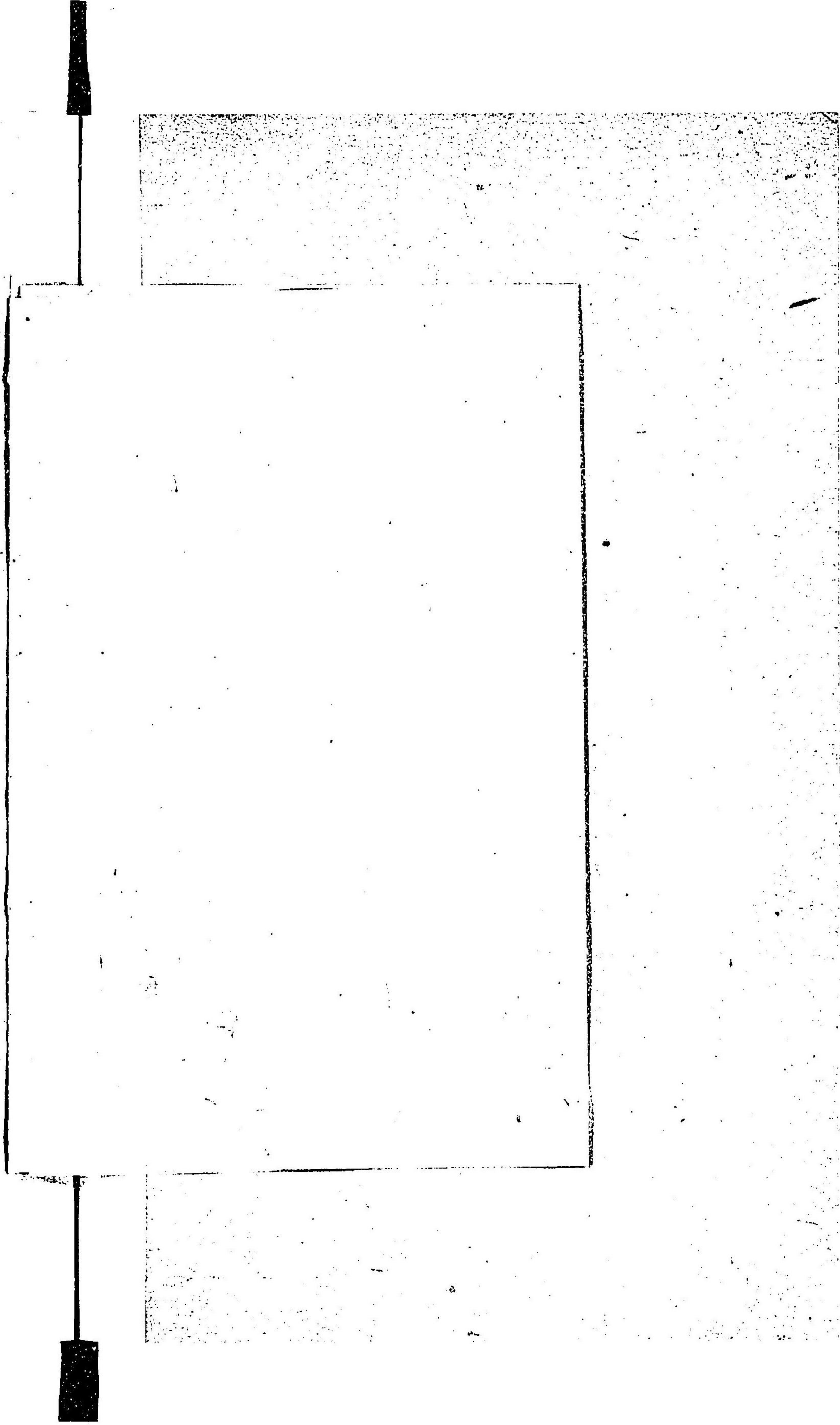
印刷者 遠藤時助

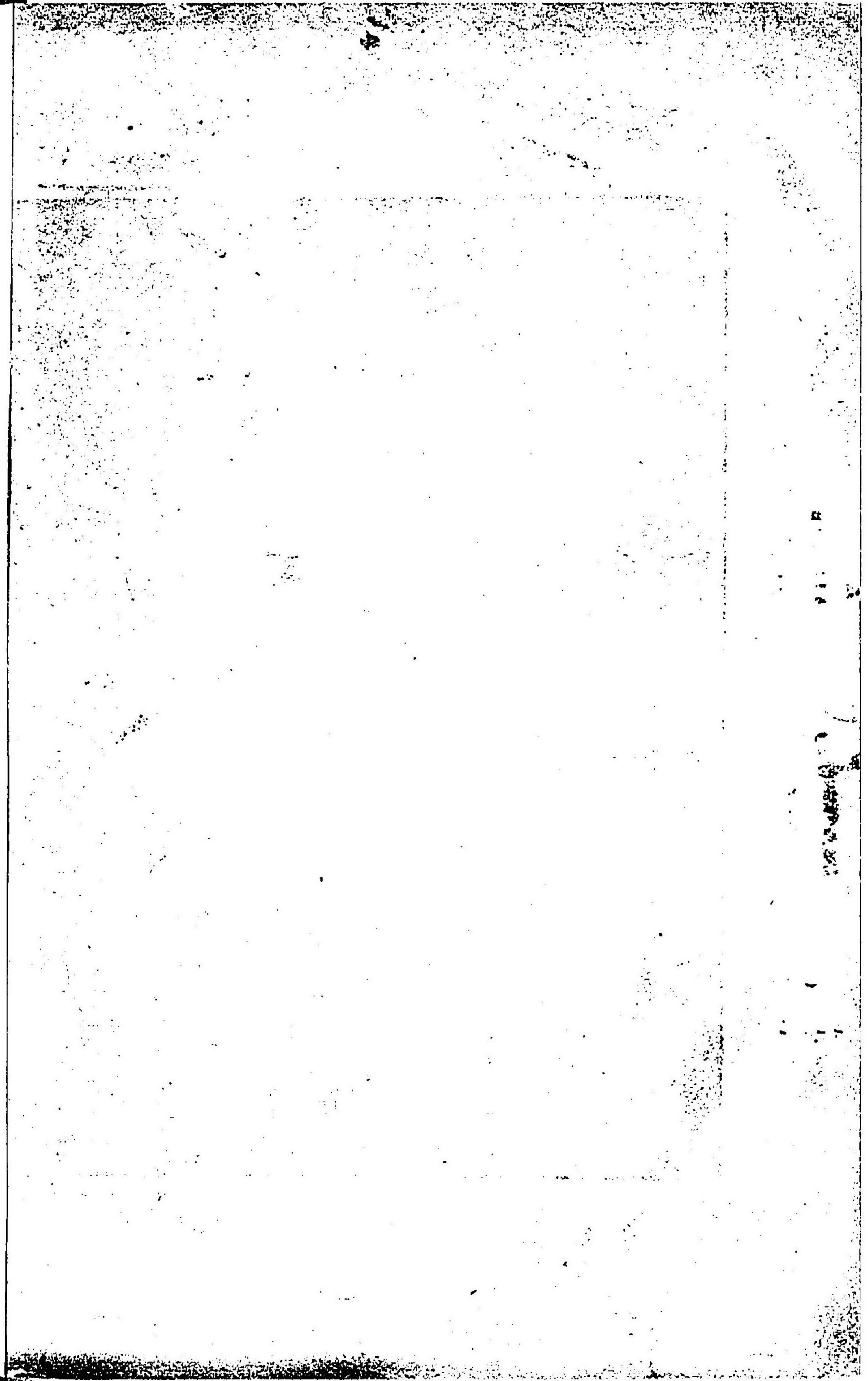
山形縣山形市旅籠町三百二十七番地ノ内一號

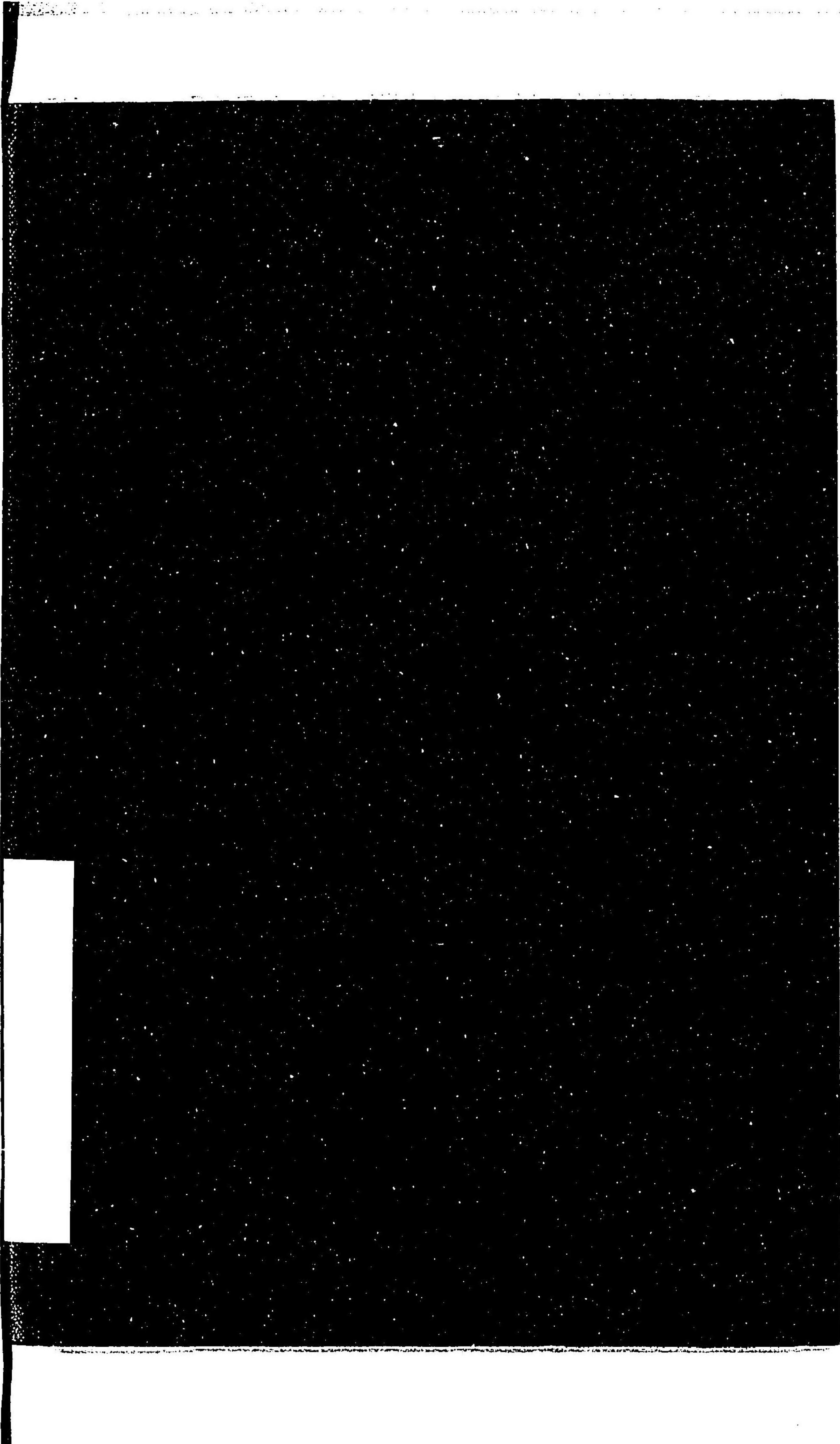
印刷所 遠藤活版所

正誤

頁	行	誤	正
一	一三	縣醫長松	醫師長松
四	三	疥癬	疥癬
五	八	受タ	受ク
一一	三	出頭チ	出頭シ
一二	四	出會	立會
一四	二	處分	處方
一八	一	免狀チ	免狀ノ
一九	一〇	得	得ス
二〇	九	縣令第十二	縣令第二
二一	〇	骨盤妊娠	骨盤妊娠
二二	九	實歴アルモノ、	實歴アルモノハ
二五	二	一個ノ藥品ノ藥品	一個ノ藥品
二六	八	器容	器容
二七	八	製藥者ニ	製藥者ハ
三三	四	藥種ニ	藥種商ニ
四一	五	處方	處方チ
四二	四	多數	數多
四七	一〇	必要ナシシ	必要ナシ
五〇	七	逐ク	逐ケ
五七	八	給スル	任スル
六〇	三	第二條	第三條
六〇	三	併例	併列
六八	二	申ス	申シ
六九	六	何レモ	何ニモ
七八	五	隨ヒ	違ヒ
八〇	四	第十條	第十二條
九八	二	諸雜	錯雜







特 25

486

山形県地方衛生会日誌
第 45 回

国立国会図書館